

第1章 都道府県別にみた人口動態／介護需要／介護従事者の現状 －都道府県別介護従事者数の将来推計に向けて－

第1節 はじめに

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計によると、2010～2025年の15年間で、年少人口（0～14歳）は1,684万人から1,324万人に、生産年齢人口（15～64歳）は8,173万人から7,084万人に、前期高齢者（65～74歳）も1,529万人から1,479万人に減少する一方で、後期高齢者（75歳以上）のみが1,419万人から2,179万人に急増すると予想されている。

人口が急増する後期高齢者の場合、他の年齢層に比べて介護に対する需要が高いため、今後、介護サービス受給者数および費用が増大すると見込まれている。厳しい財政状況下において介護需要が急増することから、「持続可能な介護サービス提供体制を如何に構築するか」が現在重要な政策テーマとなっているが、その際、財政面以上に、制度設計上のボトルネックになる可能性が高いのが、介護従事者の確保問題である。

ただし、介護需要や従事者確保に大きな影響を及ぼす後期高齢者や生産年齢の人口動態、介護従事者の雇用に影響を及ぼす経済状況などは、都道府県によって大きく異なる。したがって、介護従事者に対する需給の実態（将来推計を含む）とそれを取り巻く状況を把握した上で、需給ギャップの改善策を検討・実践するといったマネジメントの推進が、都道府県担当者には今後求められることになる。

さて、本章の目的は、上記マネジメントの達成に向け、その前段として、これまでの議論の経過と都道府県別にみた介護需給の現状を整理することにある。そこで、まず、次節で、介護従事者確保が求められる背景について、特に人口動態の視点から解説する、第3節では、これまでの介護従事者の必要量推計の経緯を、第4節では、人口動態からみた介護従事者の都道府県別将来推計の必要性を、第5節では、介護従事者の需給に関する指標（介護サービス受給者数、介護従事者数）の都道府県別にみた現状を解説する。最後に、都道府県別介護従事者数の将来推計に向けた動向と課題について言及する。

第2節 介護従事者確保が求められる背景

本節では、介護従事者確保が求められている背景を、今後の人口動態とその介護需要への影響の観点から解説する。

1. 今後の人口動態の特徴

日本の総人口は、戦後一貫して増加し続けてきたが、1970年代の後半以降、少子高齢化の影響によりその伸び率は鈍化し、2004年をピークに人口減少局面に入っている。今後さらに人口減少は続き、2010年の1億2,806万人が、2025年には1億2,066万人、2055年には9,193

万人にまで減少すると見込まれている。

これを年齢階級別にみる。

まず、0～14歳人口をみると、1954年をピークに年々減少し、2010年現在の1,684万人（総人口の13.1%）が、2025年には1,324万人（11.0%）、2055年には861万人（9.4%）まで減少すると見込まれている。

次に、15～64歳人口をみると、1995年の8,726万人（69.5%）をピーク年々減少し、2010年現在の8,173万人（63.8%）が、2025年には7,085万人（58.7%）、2055年には4,706万人（51.2%）まで減少すると見込まれている。

次に、65～74歳人口をみると、2010年現在の1,529万人（11.9%）が、2015年に1,749万人（13.8%）まで増加した後減少局面に入り、2025年には1,479万人（12.3%）、2055年には1,225万人（13.3%）になると見込まれている。

次に、75-84歳人口をみると、2010年現在の1,037万人（8.1%）が年々増加し、2025年には1,442万人（12.0%）にまで達するがその後減少局面に入り、2055年には1,366万人（14.9%）になると見込まれている。

最後に、85歳以上人口をみると、2010年現在の383万人（3.0%）が年々増加し、2025年には736万人（6.1%）、2040年には1,037万人（9.7%）にまで達した後、やや減少するものの、2050年から再び増加に転じ、2055年には1,035万人（11.3%）に達すると見込まれている。

ここで、2010年と2025年を比較すると、15～64歳人口は1,089万人減少する（減少率13.3%）のに対し、75～84歳は409万人増（増加率39.1%）、85歳以上は353万人増（増加率92.2%）となっている（図表1-1、図表1-2）。

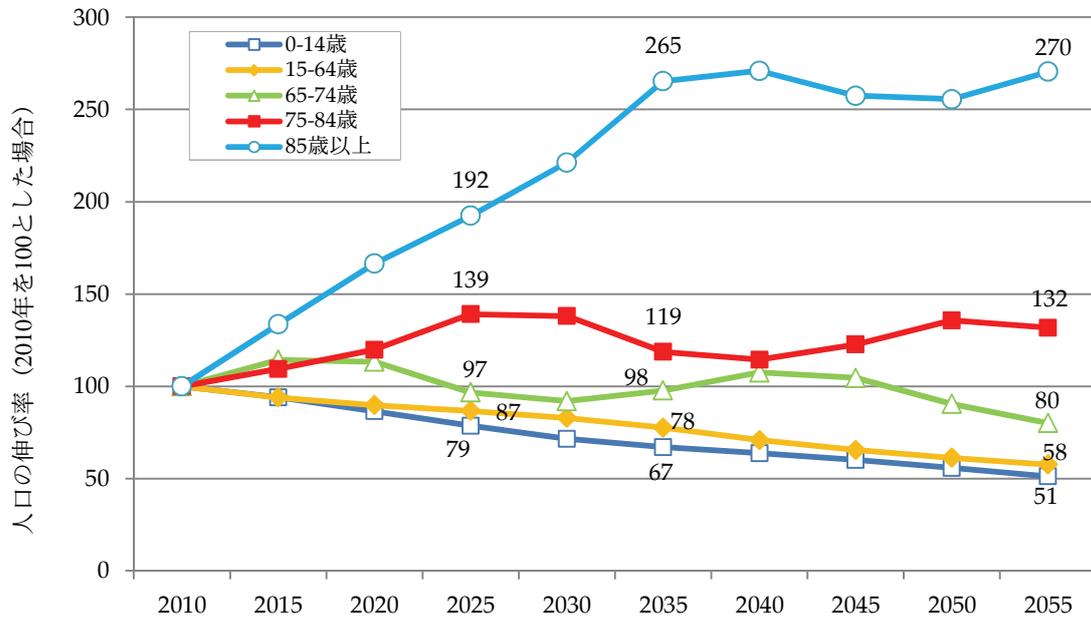
図表1-1 年齢階級別にみた将来推計人口および構成割合

	2010年	2015年	2025年	2035年	2045年	2055年
総数	12,806 (100.0)	12,660 (100.0)	12,066 (100.0)	11,212 (100.0)	10,221 (100.0)	9,193 (100.0)
0-14歳	1,684 (13.1)	1,583 (12.5)	1,324 (11.0)	1,129 (10.1)	1,012 (9.9)	861 (9.4)
15-64歳	8,173 (63.8)	7,682 (60.7)	7,084 (58.7)	6,343 (56.6)	5,353 (52.4)	4,706 (51.2)
65-74歳	1,529 (11.9)	1,749 (13.8)	1,479 (12.3)	1,495 (13.3)	1,600 (15.7)	1,225 (13.3)
75-84歳	1,037 (8.1)	1,135 (9.0)	1,442 (12.0)	1,231 (11.0)	1,272 (12.4)	1,366 (14.9)
85歳以上	383 (3.0)	511 (4.0)	736 (6.1)	1,015 (9.1)	985 (9.6)	1,035 (11.3)

注：上段は人数（万人）、下段は構成割合（%）。

出所：国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口（平成24年1月推計）より作成。

図表 1-2 年齢階級別人口の伸び率の推移（2010年を100とした場合）

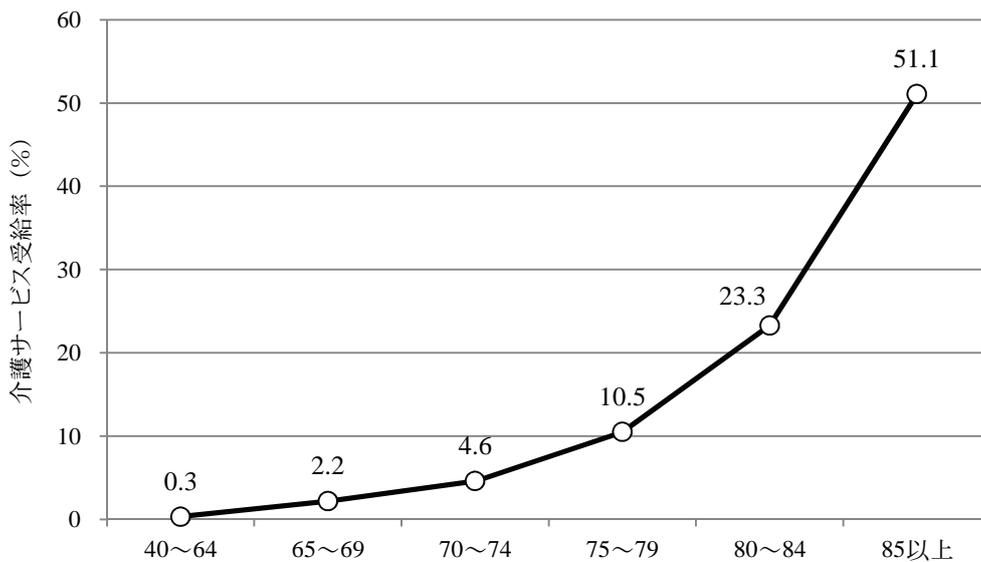


出所：国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口（平成24年1月推計）より作成。

2. 年齢階級別にみた介護サービス受給率

年齢階級別介護サービス受給率をみると、「65～69歳」2.2%、「70～74歳」4.6%、「75～79歳」10.5%、「80～84歳」23.3%、「85歳以上」51.1%と、80歳から受給率が急激に高くなっている（図表1-3）。

図表 1-3 年齢階級別にみた介護サービス受給率



出所：総務省「2013年7月推計人口」、厚生労働省「介護給付費実態調査月報（2013年8月審査分）」より作成。

前述したように、2010年と2025年間で介護サービスに主に従事する15～64歳人口が13.3%減少する一方で、介護サービス受給率が高い75歳以上人口は53.4%増加する。そのため、2025年にかけて、介護人材の確保が、今以上に困難化すると予想される。

第3節 介護従事者の必要量推計の経緯

国はこれまで、医療・介護従事者の必要量を二度推計している。一回目は2008年11月の社会保障国民会議最終報告書、二回目は2013年8月の社会保障制度改革国民会議報告書である。本節では、上記2つの推計方法と推計結果の概要を整理する。

1. 社会保障国民会議における推計

本推計は、医療・介護サービスの需要や供給、経済前提や単価等の伸びについて各種前提を置いた上で、2025年における医療・介護需要と供給、医療・介護従事者数の必要量、費用の推計を行ったものである。

図表1-4 医療・介護従事者数の必要量の見込み（社会保障国民会議）

	2007年	2025年			
		現状投影 シナリオ	改革シナリオ		
			B1	B2	B3
医師	27.5	32.9～34.3	31.7～33.1	32.1～33.5	32.7～34.1
看護職員	132.2	169.6～176.7	179.7～187.2	194.7～202.9	198.0～206.4
介護職員	117.2	211.7	250.1	255.2	255.2
医療その他	78.1	83.4～87.6	94.5～99.1	108.1～113.5	109.6～115.1
介護その他	30.0	53.5	71.8	73.6	73.6
合計	385.0	551.1～563.8	627.8～641.3	663.7～678.7	669.1～684.4

注1：実数の見込みを示したものである。

注2：医師・看護職員・医療その他職員の非常勤の割合については、現行から変動する可能性があるため、5%程度幅のある推計値となっている。

注3：医師及び看護職員については、病床については病床当たりの職員配置を基本に配置増を織り込んで推計し、外来については患者数の伸びに比例させて推計した。また、在宅の看取りケアの体制強化を一定程度見込んだ。さらに、急性期や亜急性期・回復期等の病床に勤務する医師及び看護職員については、役割分担による負担軽減を見込んでいる。医師については、他の職種との役割分担により、B1シナリオでは10%、B2・B3シナリオでは20%業務量が減ることを見込んだ。看護職員については、医師の業務を分担する分と、他の職員に分担してもらう分とが相殺すると仮定した。

注4：介護職員は施設・居住系については利用者数の伸びを、在宅については利用者額の伸びにより推計。Bシナリオでは施設のユニット化推進による職員増を見込むとともに、訪問介護員については非正社員（1月の労働時間61.7時間）が介護職員の非正社員（1月の労働時間120.9時間）並に勤務すると仮定して推計している（（財）介護労働安定センター「平成19年度介護労働実態調査」による）。

注5：医療その他職員には、病院・診療所に勤務する薬剤師、OT、PTなどのコメディカル職種、医療ソーシャルワーカー（MSW）、看護補助者、事務職員等が含まれ、介護その他職員には、介護支援専門員、相談員、OT、PTなどのコメディカル職種等が含まれる。

出所：内閣府 第8回社会保障国民会議サービス保障（医療・介護・福祉）分科会 資料2-1「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション（本体資料）」、2008.10.23.

なお、推計に当たっては、現状の年齢階級別・サービス類型別利用状況がそのまま続いたとした場合の機械的試算（現状投影シナリオ）に加えて、サービス提供体制について選択と集中等による改革を図ることを想定した3つの試算（改革シナリオ）も行われている。

同推計によると、2025年には、現状投影シナリオで211.7万人、改革シナリオで250.1～255.2万人の介護職員（実数ベース）が必要となっている（改革シナリオの場合、年平均で7.4～7.7万人の増加が必要）。

2. 社会保障制度改革国民会議における推計

本推計は、社会保障国民会議で行った手法を基盤として、医療・介護サービスの需要や供給、経済前提や単価等の伸びについて各種前提を置いた上で、2025年における医療・介護需要と供給、医療・介護従事者数の必要量、費用の推計を行ったものである。

なお、推計に当たっては、社会保障国民会議と同様、現状の年齢階級別・サービス類型別利用状況がそのまま続いたとした場合の機械的試算（現状投影シナリオ）に加えて、一定の改革シナリオ（一般病床の機能分化、急性期病床への医療資源の集中投入、平均在院日数の短縮、在宅医療の推進など）に基づきサービス利用状況や単価等を変化させた試算（改革シナリオ）も行われている。

同推計によると、2025年には、現状投影シナリオで213～224万人、改革シナリオで232～244万人の介護職員（実数ベース）が必要となっている（改革シナリオの場合、年平均で6.6～7.4万人の増加が必要）。

図表 1－5 医療・介護従事者数の必要量の見込み（社会保障制度改革国民会議）

	2011 年	2025 年	
		現状投影シナリオ	改革シナリオ
医師	29 万人	33～35 万人	32～34 万人
看護職員	141 万人	172～181 万人	195～205 万人
介護職員	140 万人	213～224 万人	232～244 万人
医療その他職員	85 万人	102～107 万人	120～126 万人
介護その他職員	66 万人	100～105 万人	125～131 万人
合計	462 万人	620～651 万人	704～739 万人

注1：医療機関及び介護サービス事業所に従事する全ての職員を対象として、実数として推計したものである。医師及び看護職員については、行政、研究機関、産業医、他の福祉施設等で従事する者も含んでいる。ちなみに、社会保障国民会議の医療・介護シミュレーションでは、医療や介護のその他職員には一定の職種のみを含む形で表章されており、本推計の表章値が比較的大きくみえることに留意が必要。

注2：非常勤の割合について現行から変動する可能性があるため、5%程度幅のある推計値となっている（医療については現状+5%程度の幅を仮定、介護については現状±2.5%程度の幅を仮定）。

注3：医師及び看護職員については、病棟については病床当たりの職員配置を基本に配置増を織り込んで推計し、外来については患者数の伸びに比例させて推計した。また、在宅の看取りケアの体制強化を一定程度見込んだ。さらに、急性期等の病床に勤務する医師及び看護職員については、役割分担による負担軽減を見込んでいる。医師については、他の職種との役割分担により、20%業務量が減ることを見込んだ。看護職員については、医師の業務を分担する分と、他の職員に分担してもらう分とが相殺すると仮定した。

注4：介護職員は、施設・居住系については利用者数の伸びにより、在宅については利用者数及び利用回数の伸びにより推計している。また、改革シナリオでは、施設のユニット化推進による職員増と、訪問介護員については非正社員（1月の労働時間61.0時間）が介護職員の非正社員（1月の労働時間117.2時間）並に勤務すると仮定して推計している（財）介護労働安定センター「平成21年度介護労働実態調査」による）。

注5：医療その他職員には、病院・診療所に勤務する薬剤師、OT、PTなどのコメディカル職種、MSW、看護補助者、事務職員等が含まれ、介護その他職員には、介護支援専門員、相談員、OT、PTなどのコメディカル職種等が含まれる。

出所：内閣府 第10回社会保障改革に関する集中検討会議 参考資料1－2「医療・介護に係る長期推計」、2011.6.2

第4節 人口動態からみた都道府県別介護従事者需給推計の必要性

前節で紹介した介護従事者の必要量の推計は、まず、現在の性・年齢階級別介護サービス受給率に、性・年齢階級別将来推計人口を掛けることで、介護サービス受給者数の将来推計を行った上で（介護需要推計）、それらサービス需要への対応に必要な介護従事者の必要量を推計したものである。したがって、介護従事者の必要量推計は、介護需要推計がベースとなる。また、介護需要を決定する因子は、介護サービス受給率と将来推計人口である。

そこで、本節では、介護需要に大きな影響を及ぼす将来推計人口に着目し、2010年と2025年間の人口動態の都道府県間の差異の観点から、都道府県別介護従事者需給推計の必要性について言及する。

1. 総人口及び年齢階級別人口の変化

(1) 総人口

総人口の変化量をみると、総人口が増加したのは「沖縄」2.1万人、「東京」1.9万人のみであった。一方、減少量が最も多かったのが「北海道」▼54.6万人で、次いで「大阪」▼45.5万人、「兵庫」▼31.9万人の順であった⁵。

また、変化率をみると、「沖縄」が1.5%と最も高く、次いで「東京」0.1%、「神奈川」▼0.4%の順、逆に減少率が最も高かったのが「秋田」▼17.8%で、次いで「青森」▼15.4%、「高知」▼14.4%の順であった（図表1-6）。

(2) 15-64歳人口

15～64歳人口は、全都道府県で減少していた。減少量が最も少なかったのは「沖縄」▼5.5万人で、次いで「滋賀」▼7.2万人、「鳥取」▼7.3万人の順、一方、減少量が最も多かったのが「北海道」▼71.4万人で、次いで「大阪」▼66.0万人、「千葉」▼53.0万人の順であった。

また、減少率をみると、「東京」が▼5.0%と最も低く、次いで「沖縄」▼6.1%、「愛知」▼6.9%の順、逆に減少率が最も高かったのが「秋田」▼28.2%で、次いで「青森」▼24.9%、「高知」▼23.0%の順であった（図表1-6）。

(3) 65-74歳人口

65～74歳人口の変化量をみると、増加量が最も多かったのは「沖縄」5.1万人で、次いで「福島」、「福岡」3.7万人の順、一方、減少量が最も多かったのが「大阪」▼21.3万人で、次いで「東京」▼10.0万人、「埼玉」▼7.5万人の順であった。

また、変化率をみると、「沖縄」が42.0%と最も高く、次いで「福島」15.9%、「鹿児島」15.2%の順、逆に減少率が最も高かったのが「大阪」▼18.6%で、次いで「京都」▼11.9%、「山口」▼10.9%の順であった（図表1-7）。

(4) 75歳以上人口

75歳以上人口は、全都道府県で増加していた。増加量が最も多かったのは「東京」74.3万人で、次いで「神奈川」69.2万人、「大阪」68.5万人の順、一方、増加量が最も少なかったのが「島根」1.7万人で、次いで「鳥取」1.8万人、「山形」2.6万人の順であった。

また、増加率をみると、「埼玉」が99.7%と最も高く、次いで「千葉」92.3%、「神奈川」87.2%の順、逆に増加率が最も低かったのが「山形」14.5%で、次いで「島根」14.8%、「鹿児島」16.1%の順であった（図表1-7、図表1-8）。

⁵ 本節では、量や率が減少した場合は▼の表記を用いる。

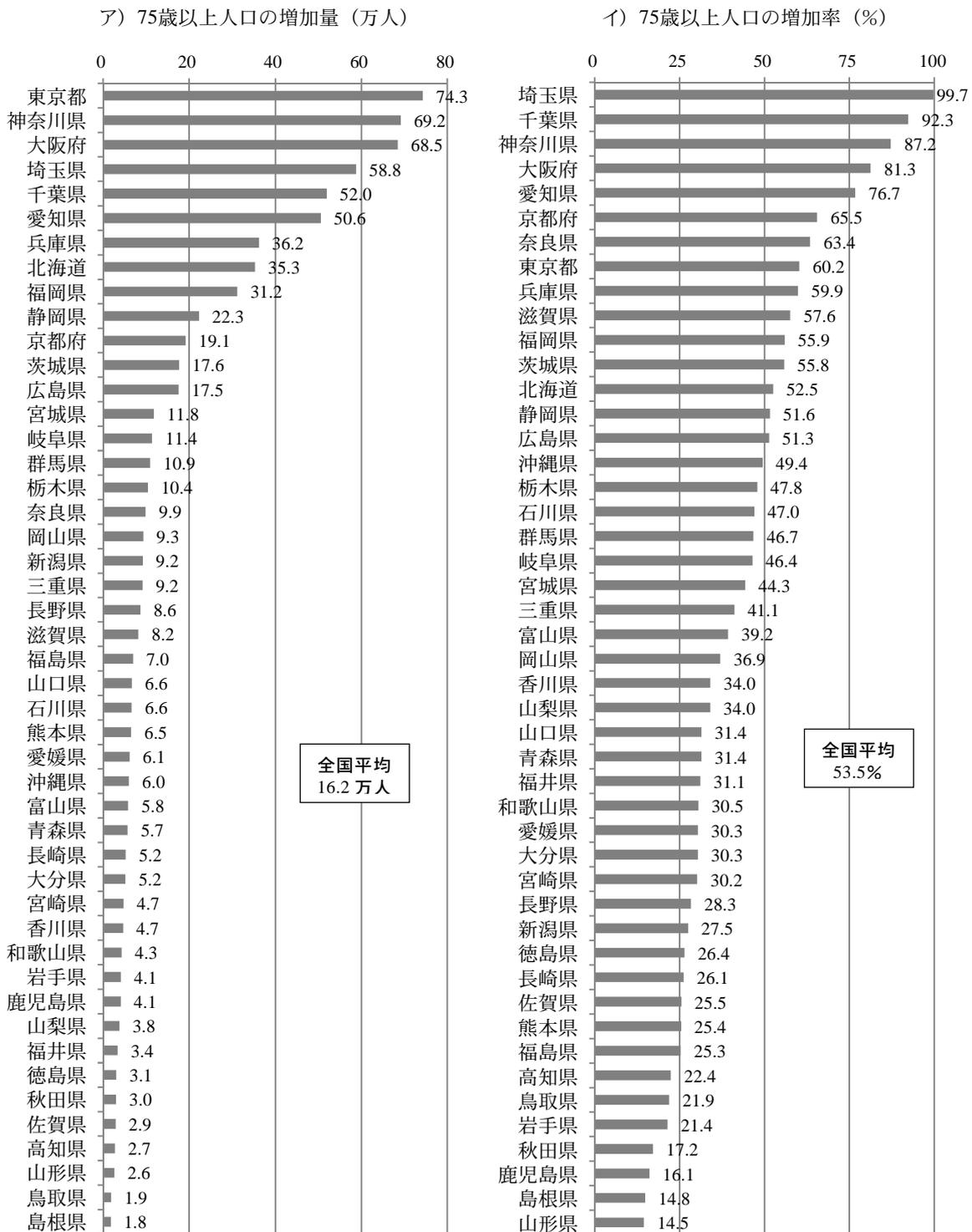
図表 1-6 都道府県別にみた 2010 年と 2025 年間の年齢階級別人口の変化

		総人口				15-64 歳			
		人数 (人)		変化率 (%)	順位	人数 (人)		人数 (人)	順位
		2010	2025			2010	2025		
全国平均		2,724,625	2,567,209	-5.8	—	1,739,032	1,507,339	-13.3	—
1	北海道	5,506,419	4,959,984	-9.9	30	3,488,553	2,774,446	-20.5	37
2	青森県	1,373,339	1,161,431	-15.4	46	847,046	635,865	-24.9	46
3	岩手県	1,330,147	1,139,825	-14.3	44	799,314	619,086	-22.5	44
4	宮城県	2,348,165	2,210,121	-5.9	12	1,515,405	1,290,753	-14.8	16
5	秋田県	1,085,997	893,224	-17.8	47	640,878	460,018	-28.2	47
6	山形県	1,168,924	1,005,850	-14.0	43	696,447	541,018	-22.3	43
7	福島県	2,029,064	1,780,166	-12.3	38	1,244,829	973,702	-21.8	40
8	茨城県	2,969,770	2,764,115	-6.9	16	1,901,619	1,598,731	-15.9	20
9	栃木県	2,007,683	1,867,192	-7.0	17	1,294,461	1,081,477	-16.5	22
10	群馬県	2,008,068	1,857,908	-7.5	18	1,259,164	1,067,982	-15.2	17
11	埼玉県	7,194,556	6,991,046	-2.8	6	4,769,471	4,244,344	-11.0	6
12	千葉県	6,216,289	5,987,027	-3.7	7	4,071,255	3,540,991	-13.0	9
13	東京都	13,159,388	13,178,672	0.1	2	8,994,023	8,544,323	-5.0	1
14	神奈川県	9,048,331	9,009,667	-0.4	3	6,028,484	5,577,640	-7.5	4
15	新潟県	2,374,450	2,112,473	-11.0	34	1,448,678	1,166,702	-19.5	32
16	富山県	1,093,247	985,889	-9.8	29	665,027	549,336	-17.4	28
17	石川県	1,169,788	1,096,170	-6.3	14	732,811	629,668	-14.1	14
18	福井県	806,314	731,030	-9.3	27	490,717	406,560	-17.1	26
19	山梨県	863,075	775,908	-10.1	32	534,868	441,582	-17.4	29
20	長野県	2,152,449	1,937,623	-10.0	31	1,285,787	1,076,998	-16.2	21
21	岐阜県	2,080,773	1,907,818	-8.3	21	1,289,039	1,092,908	-15.2	18
22	静岡県	3,765,007	3,480,333	-7.6	20	2,356,056	1,984,786	-15.8	19
23	愛知県	7,410,719	7,348,135	-0.8	4	4,839,167	4,503,760	-6.9	3
24	三重県	1,854,724	1,714,523	-7.6	19	1,150,956	993,239	-13.7	13
25	滋賀県	1,410,777	1,398,322	-0.9	5	907,918	836,354	-7.9	5
26	京都府	2,636,092	2,499,460	-5.2	10	1,683,691	1,463,071	-13.1	10
27	大阪府	8,865,245	8,410,039	-5.1	9	5,708,100	5,048,274	-11.6	7
28	兵庫県	5,588,133	5,268,695	-5.7	11	3,536,935	3,083,166	-12.8	8
29	奈良県	1,400,728	1,279,718	-8.6	24	880,301	727,779	-17.3	27
30	和歌山県	1,002,198	869,182	-13.3	41	599,682	478,285	-20.2	35
31	鳥取県	588,667	519,861	-11.7	36	355,471	282,291	-20.6	38
32	島根県	717,397	621,882	-13.3	42	416,556	326,963	-21.5	39
33	岡山県	1,945,276	1,811,274	-6.9	15	1,190,744	1,032,881	-13.3	11
34	広島県	2,860,750	2,688,800	-6.0	13	1,787,519	1,533,427	-14.2	15
35	山口県	1,451,338	1,275,187	-12.1	37	861,110	686,386	-20.3	36
36	徳島県	785,491	686,332	-12.6	40	476,346	371,144	-22.1	41
37	香川県	995,842	899,859	-9.6	28	606,099	495,657	-18.2	30
38	愛媛県	1,431,493	1,269,451	-11.3	35	864,709	693,035	-19.9	34
39	高知県	764,456	654,741	-14.4	45	451,294	347,553	-23.0	45
40	福岡県	5,071,968	4,855,724	-4.3	8	3,253,932	2,809,069	-13.7	12
41	佐賀県	849,788	774,676	-8.8	25	517,321	428,978	-17.1	24
42	長崎県	1,426,779	1,250,016	-12.4	39	861,779	671,412	-22.1	42
43	熊本県	1,817,426	1,666,017	-8.3	22	1,100,869	913,392	-17.0	23
44	大分県	1,196,529	1,093,634	-8.6	23	721,980	598,228	-17.1	25
45	宮崎県	1,135,233	1,033,671	-8.9	26	683,798	555,184	-18.8	31
46	鹿児島県	1,706,242	1,521,991	-10.8	33	1,020,515	818,195	-19.8	33
47	沖縄県	1,392,818	1,414,154	1.5	1	903,793	848,273	-6.1	2

図表 1-7 都道府県別にみた 2010 年と 2025 年間の年齢階級別人口の変化（続き）

		65-74 歳				75 歳以上			
		人数 (人)		変化率 (%)	順位	人数 (人)		変化率 (%)	順位
		2010	2025			2010	2025		
全国平均		325,320	314,635	-3.3	—	301,992	463,524	53.5	—
1	北海道	689,055	692,160	0.5	23	671,405	1,024,035	52.5	13
2	青森県	173,863	178,265	2.5	18	180,427	237,096	31.4	28
3	岩手県	169,056	169,818	0.5	22	192,913	234,263	21.4	43
4	宮城県	257,693	293,422	13.9	4	266,712	384,733	44.3	21
5	秋田県	145,692	147,160	1.0	21	175,336	205,417	17.2	44
6	山形県	142,090	152,036	7.0	12	180,600	206,772	14.5	47
7	福島県	233,421	270,651	15.9	2	274,680	344,208	25.3	40
8	茨城県	351,678	369,036	4.9	14	316,514	493,012	55.8	12
9	栃木県	224,906	253,117	12.5	6	218,064	322,360	47.8	17
10	群馬県	239,086	237,770	-0.6	26	234,465	343,916	46.7	19
11	埼玉県	881,071	805,731	-8.6	41	589,180	1,176,765	99.7	1
12	千葉県	776,600	715,559	-7.9	39	562,691	1,082,206	92.3	2
13	東京都	1,445,181	1,345,053	-6.9	36	1,234,084	1,977,426	60.2	8
14	神奈川県	1,036,490	962,560	-7.1	37	793,519	1,485,344	87.2	3
15	新潟県	289,074	297,692	3.0	17	334,881	426,909	27.5	35
16	富山県	138,640	126,185	-9.0	42	147,614	205,546	39.2	23
17	石川県	136,337	134,243	-1.5	27	141,217	207,554	47.0	18
18	福井県	94,348	97,220	3.0	16	108,880	142,747	31.1	29
19	山梨県	101,909	103,881	1.9	19	110,901	148,576	34.0	26
20	長野県	265,604	251,219	-5.4	31	305,256	391,701	28.3	34
21	岐阜県	256,682	238,986	-6.9	35	245,109	358,848	46.4	20
22	静岡県	465,013	446,686	-3.9	29	431,935	654,598	51.6	14
23	愛知県	846,078	777,339	-8.1	40	659,895	1,165,990	76.7	5
24	三重県	227,568	213,634	-6.1	33	222,798	314,355	41.1	22
25	滋賀県	149,902	161,034	7.4	10	141,912	223,662	57.6	10
26	京都府	324,810	286,219	-11.9	46	292,142	483,506	65.5	6
27	大阪府	1,141,956	929,434	-18.6	47	842,898	1,527,801	81.3	4
28	兵庫県	685,416	633,320	-7.6	38	604,460	966,343	59.9	9
29	奈良県	180,904	163,145	-9.8	43	155,355	253,921	63.4	7
30	和歌山県	133,411	119,171	-10.7	44	140,781	183,735	30.5	30
31	鳥取県	69,157	74,038	7.1	11	85,976	104,817	21.9	42
32	島根県	89,106	88,976	-0.1	24	119,442	137,168	14.8	46
33	岡山県	236,917	221,035	-6.7	34	252,581	345,904	36.9	24
34	広島県	345,094	328,043	-4.9	30	341,126	516,240	51.3	15
35	山口県	194,542	173,381	-10.9	45	211,598	278,089	31.4	27
36	徳島県	96,943	99,941	3.1	15	115,480	146,009	26.4	36
37	香川県	120,736	120,328	-0.3	25	136,888	183,452	34.0	25
38	愛媛県	179,244	175,900	-1.9	28	202,292	263,682	30.3	31
39	高知県	98,717	92,723	-6.1	32	121,617	148,849	22.4	41
40	福岡県	574,842	612,052	6.5	13	557,595	869,363	55.9	11
41	佐賀県	95,466	108,220	13.4	5	113,544	142,515	25.5	38
42	長崎県	171,452	187,292	9.2	9	199,998	252,272	26.1	37
43	熊本県	210,764	233,351	10.7	7	255,979	321,053	25.4	39
44	大分県	148,646	150,681	1.4	20	170,148	221,782	30.3	32
45	宮崎県	135,296	149,514	10.5	8	157,494	204,986	30.2	33
46	鹿児島県	198,439	228,626	15.2	3	253,878	294,735	16.1	45
47	沖縄県	121,131	172,002	42.0	1	121,379	181,377	49.4	16

図表 1-8 都道府県別にみた 2010 年と 2025 年間の 75 歳以上人口の増加量／増加率



図表 1-6～8 の出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」2013.3

2. 高齢化率／後期高齢化率の変化

(1) 高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）

2010 年の高齢化率をみると、「秋田」が 29.6%と最も高く、次いで「島根」29.1%、「高知」28.8%の順、逆に、最も低いのが「沖縄」17.4%で、次いで「神奈川」20.2%、「愛知」20.3%の順であった。

次に、2025 年の高齢化率をみると、「秋田」が 39.5%と最も高く、次いで「高知」36.9%、「島根」36.4%の順、最も低いのが「沖縄」25.0%で、次いで「東京」25.2%、「愛知」26.4%の順であった。

ここで、2010 年と 2025 年の高齢化率の増加量をみると、「青森」が 10.0 ポイントと最も高く、次いで「秋田」、「北海道」9.9 ポイントの順、逆に、最も低いのが「東京」4.9 ポイントで、次いで「愛知」、「岡山」6.1 ポイントの順であった（図表 1－9）。

(2) 後期高齢化率（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）

2010 年の後期高齢化率をみると、「島根」が 16.6%と最も高く、次いで「秋田」16.1%、「高知」15.9%の順、逆に、最も低いのが「埼玉県」8.2%で、次いで「沖縄県」8.7%、「神奈川県」8.8%の順であった。

次に、2025 年の後期高齢化率をみると、「秋田」が 23.0%と最も高く、次いで「高知」22.7%、「島根」22.1%の順、逆に、最も低いのが「沖縄」12.8%で、次いで「東京」15.0%、「愛知」15.9%の順であった。

ここで、2010 年と 2025 年の後期高齢化率の増加量をみると、「千葉」が 9.0 ポイントと最も高く、次いで「奈良」8.8 ポイント、「大阪」8.7 ポイントの順、逆に、最も低いのが「沖縄」4.1 ポイントで、次いで「鹿児島」4.5 ポイント、「佐賀」5.0 ポイントの順であった（図表 1－9）。

図表 1-9 都道府県別にみた 2010 年と 2025 年間の高齢化率／後期高齢化率の変化

		高齢化率						後期高齢化率					
		2010		2025		変化量		2010		2025		変化量	
		率	順位	率	順位	ポイント	順位	率	順位	率	順位	ポイント	順位
	全国平均	23.0	—	30.3	—	7.3	—	11.1	—	18.1	—	7.0	—
1	北海道	24.7	24	34.6	12	9.9	3	12.2	26	20.6	9	8.5	5
2	青森県	25.8	18	35.8	5	10.0	1	13.1	23	20.4	12	7.3	11
3	岩手県	27.2	7	35.5	7	8.2	13	14.5	9	20.6	11	6.0	34
4	宮城県	22.3	38	30.7	37	8.4	12	11.4	33	17.4	40	6.0	33
5	秋田県	29.6	1	39.5	1	9.9	2	16.1	2	23.0	1	6.9	20
6	山形県	27.6	5	35.7	6	8.1	16	15.5	4	20.6	10	5.1	44
7	福島県	25.0	23	34.5	13	9.5	4	13.5	19	19.3	24	5.8	39
8	茨城県	22.5	36	31.2	32	8.7	8	10.7	39	17.8	39	7.2	14
9	栃木県	22.1	40	30.8	34	8.8	7	10.9	37	17.3	41	6.4	26
10	群馬県	23.6	33	31.3	30	7.7	26	11.7	31	18.5	32	6.8	21
11	埼玉県	20.4	43	28.4	42	7.9	20	8.2	47	16.8	42	8.6	4
12	千葉県	21.5	41	30.0	40	8.5	11	9.1	43	18.1	37	9.0	1
13	東京都	20.4	44	25.2	46	4.9	47	9.4	42	15.0	46	5.6	40
14	神奈川県	20.2	46	27.2	44	6.9	40	8.8	45	16.5	43	7.7	7
15	新潟県	26.3	14	34.3	16	8.0	18	14.1	13	20.2	16	6.1	31
16	富山県	26.2	15	33.6	20	7.5	31	13.5	21	20.8	7	7.3	9
17	石川県	23.7	32	31.2	33	7.5	32	12.1	27	18.9	29	6.9	19
18	福井県	25.2	21	32.8	23	7.6	27	13.5	20	19.5	21	6.0	36
19	山梨県	24.7	25	32.5	25	7.9	22	12.8	25	19.1	27	6.3	28
20	長野県	26.5	11	33.2	22	6.7	43	14.2	11	20.2	15	6.0	35
21	岐阜県	24.1	28	31.3	29	7.2	39	11.8	30	18.8	30	7.0	16
22	静岡県	23.8	31	31.6	27	7.8	24	11.5	32	18.8	31	7.3	10
23	愛知県	20.3	45	26.4	45	6.1	46	8.9	44	15.9	45	7.0	17
24	三重県	24.3	27	30.8	36	6.5	44	12.0	28	18.3	35	6.3	27
25	滋賀県	20.7	42	27.5	43	6.8	42	10.1	40	16.0	44	5.9	38
26	京都府	23.4	34	30.8	35	7.4	36	11.1	35	19.3	23	8.3	6
27	大阪府	22.4	37	29.2	41	6.8	41	9.5	41	18.2	36	8.7	3
28	兵庫県	23.1	35	30.4	39	7.3	38	10.8	38	18.3	34	7.5	8
29	奈良県	24.0	29	32.6	24	8.6	9	11.1	34	19.8	19	8.8	2
30	和歌山県	27.4	6	34.8	10	7.5	30	14.0	15	21.1	6	7.1	15
31	鳥取県	26.4	13	34.4	14	8.1	17	14.6	7	20.2	18	5.6	41
32	島根県	29.1	2	36.4	3	7.3	37	16.6	1	22.1	3	5.4	42
33	岡山県	25.2	22	31.3	31	6.1	45	13.0	24	19.1	28	6.1	30
34	広島県	24.0	30	31.4	28	7.4	35	11.9	29	19.2	26	7.3	12
35	山口県	28.0	4	35.4	8	7.4	33	14.6	8	21.8	4	7.2	13
36	徳島県	27.0	8	35.8	4	8.8	6	14.7	6	21.3	5	6.6	25
37	香川県	25.9	17	33.8	19	7.9	21	13.7	18	20.4	13	6.6	23
38	愛媛県	26.7	9	34.6	11	8.0	19	14.1	12	20.8	8	6.6	24
39	高知県	28.8	3	36.9	2	8.1	15	15.9	3	22.7	2	6.8	22
40	福岡県	22.3	39	30.5	38	8.2	14	11.0	36	17.9	38	6.9	18
41	佐賀県	24.6	26	32.4	26	7.8	25	13.4	22	18.4	33	5.0	45
42	長崎県	26.0	16	35.2	9	9.1	5	14.0	16	20.2	17	6.2	29
43	熊本県	25.7	20	33.3	21	7.6	28	14.1	14	19.3	25	5.2	43
44	大分県	26.6	10	34.1	18	7.4	34	14.2	10	20.3	14	6.1	32
45	宮崎県	25.8	19	34.3	17	8.5	10	13.9	17	19.8	20	6.0	37
46	鹿児島県	26.5	12	34.4	15	7.9	23	14.9	5	19.4	22	4.5	46
47	沖縄県	17.4	47	25.0	47	7.6	29	8.7	46	12.8	47	4.1	47

と考えられるが、15～64歳人口の減少率は、他の地域を大きく上回っている。したがって、生産年齢人口が大幅に減少するという環境の中で、介護従事者の確保を如何に図るかが課題となる。

このように、各都道府県は、介護従事者確保という共通課題を有しているものの、介護需要の変化、従事者を生み出す生産年齢人口の変化など、課題を取り巻く状況や背景が大きく異なる。そのため、全国一律ではなく、都道府県の実情に応じた対策の検討が求められることになる。

第5節 都道府県別にみた介護従事者の需給関連指標の現状

前節では、人口動態の差異の観点から、都道府県別に介護従事者数の将来推計を行う必要性について言及した。

本節では、介護従事者の需給に関連する指標（介護サービス受給者数、介護従事者数）の変化の現状について整理する。

1. 介護サービス受給者数

2006年と2011年間の介護サービス受給者数の増加量をみると、「東京」が6.8万人と最も高く、次いで「大阪」6.0万人、「神奈川」5.4万人、「愛知」4.0万人、「埼玉」3.9万人の順で、逆に増加量が最も低かったのが「徳島」0.3万人で、次いで「鳥取」、「高知」0.4万人、「佐賀」、「山梨」0.5万人の順であった。

次に、同期間の介護サービス受給者数の増加率をみると、「埼玉」が29.9%と最も多く、次いで「千葉」27.8%、「神奈川」27.4%、「愛知」25.9%、「茨城」25.1%の順で、逆に増加率が最も低かったのが「徳島」8.1%で、次いで「鹿児島」9.9%、「青森」11.6%、「長崎」12.4%、「高知」13.9%の順であった。（図表1-11、図表1-12）。

2. 介護従事者数（常勤換算）

2006年と2011年間の介護従事者数（常勤換算）の増加量をみると、「東京」が17,090人と最も高く、次いで「大阪」12,763人、「北海道」12,272人、「神奈川」11,904人、「埼玉」10,022人の順で、逆に増加率が最も低かったのが「宮城」▼2,719人で、次いで「福島」137人、「山梨」641人、「徳島」759人、「高知」1,095人の順であった。

次に、同期間の介護従事者数（常勤換算）の増加率をみると、「新潟」が39.6%と最も多く、次いで「福井」39.1%、「岩手」34.7%、「埼玉」33.7%、「秋田」33.1%の順で、逆に増加率が最も低かったのが「宮城」▼18.5%で、次いで「福島」1.1%、「徳島」10.0%、「山梨」11.9%、「福岡」13.7%の順であった。（図表1-13、図表1-14）⁶。

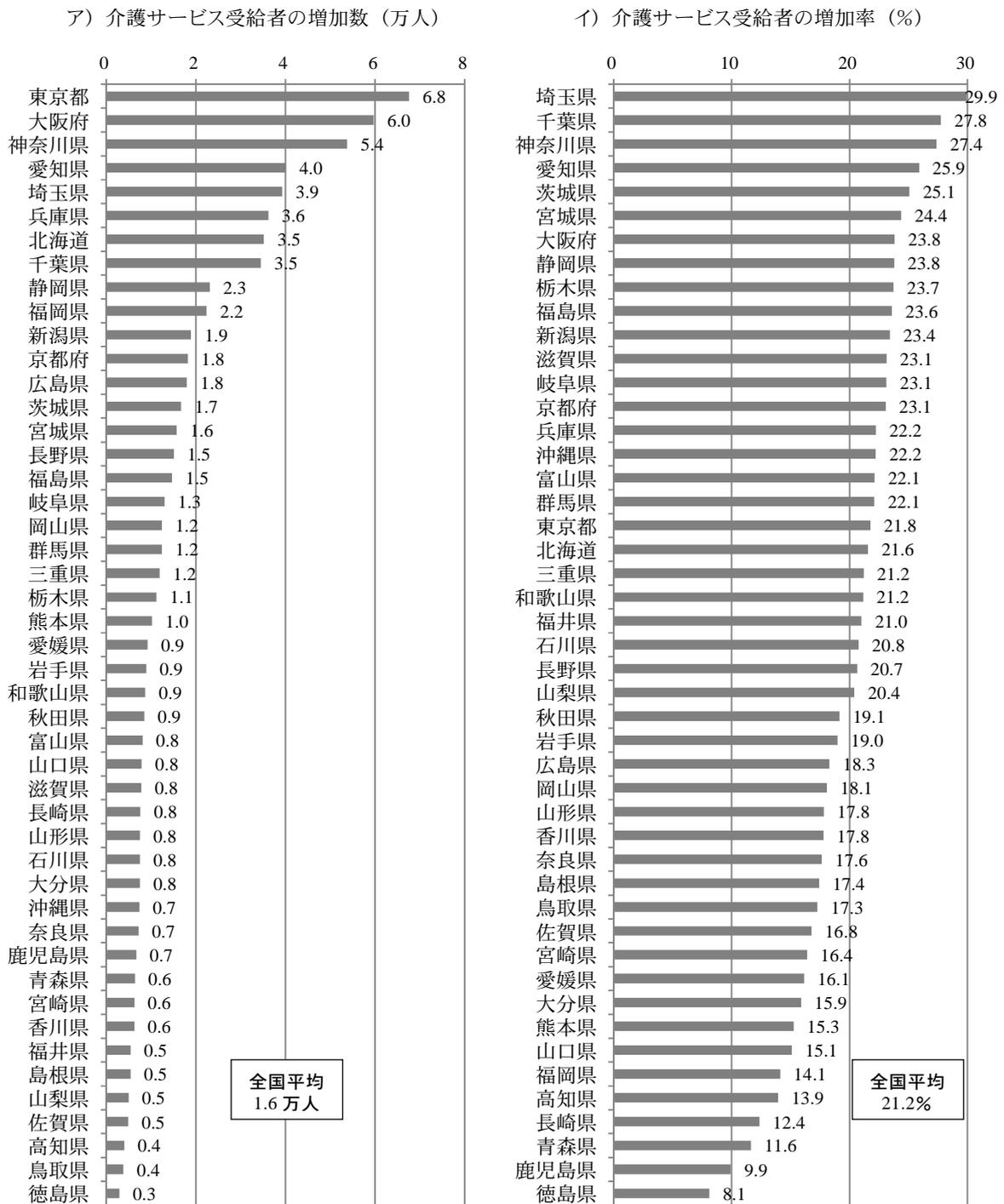
⁶ 宮城県、福島県については、2011年の東日本大震災の影響に留意する必要がある。

図表 1-11 都道府県別にみた 2006 年と 2011 年間の介護サービス受給者数の変化

		介護サービス受給者数 (万人)					増加率 (%)	順位	
		2006	2007	2008	2009	2010			2011
全国平均		7.6	7.8	8.1	8.4	8.8	9.3	21.2	—
1	北海道	16.3	16.8	17.3	18.2	18.9	19.8	21.6	20
2	青森県	5.5	5.6	5.7	5.9	6.0	6.1	11.6	45
3	岩手県	4.7	4.8	5.0	5.2	5.4	5.6	19.0	28
4	宮城県	6.4	6.6	6.9	7.1	7.4	8.0	24.4	6
5	秋田県	4.4	4.6	4.7	4.9	5.1	5.3	19.1	27
6	山形県	4.2	4.3	4.4	4.6	4.8	5.0	17.8	31
7	福島県	6.2	6.5	6.6	6.9	7.3	7.7	23.6	10
8	茨城県	6.7	6.9	7.3	7.5	7.9	8.3	25.1	5
9	栃木県	4.7	4.9	5.1	5.3	5.5	5.8	23.7	9
10	群馬県	5.6	5.8	6.0	6.2	6.6	6.9	22.1	18
11	埼玉県	13.1	13.7	14.4	15.1	16.0	17.1	29.9	1
12	千葉県	12.4	12.9	13.4	14.1	14.9	15.9	27.8	2
13	東京都	31.0	31.4	32.5	33.8	35.7	37.8	21.8	19
14	神奈川県	19.7	20.2	21.1	22.1	23.5	25.0	27.4	3
15	新潟県	8.1	8.4	8.7	9.1	9.5	10.0	23.4	11
16	富山県	3.7	3.8	4.0	4.1	4.3	4.5	22.1	17
17	石川県	3.6	3.8	3.9	4.0	4.2	4.4	20.8	24
18	福井県	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.1	21.0	23
19	山梨県	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	3.0	20.4	26
20	長野県	7.3	7.6	7.8	8.1	8.4	8.8	20.7	25
21	岐阜県	5.6	5.8	6.0	6.3	6.6	6.9	23.1	13
22	静岡県	9.7	10.1	10.5	10.9	11.4	12.0	23.8	8
23	愛知県	15.5	16.1	16.7	17.4	18.4	19.5	25.9	4
24	三重県	5.6	5.8	5.9	6.2	6.5	6.8	21.2	21
25	滋賀県	3.4	3.5	3.6	3.7	4.0	4.2	23.1	12
26	京都府	7.9	8.1	8.3	8.7	9.2	9.7	23.1	14
27	大阪府	25.1	25.9	26.6	27.7	29.2	31.0	23.8	7
28	兵庫県	16.3	16.8	17.4	18.0	18.9	19.9	22.2	15
29	奈良県	4.1	4.1	4.2	4.3	4.5	4.8	17.6	33
30	和歌山県	4.1	4.2	4.4	4.5	4.7	5.0	21.2	22
31	鳥取県	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.6	17.3	35
32	島根県	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	17.4	34
33	岡山県	6.9	7.0	7.2	7.5	7.8	8.1	18.1	30
34	広島県	9.8	10.1	10.3	10.6	11.2	11.6	18.3	29
35	山口県	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.0	15.1	41
36	徳島県	3.6	3.6	3.6	3.7	3.8	3.9	8.1	47
37	香川県	3.5	3.6	3.7	3.8	4.0	4.2	17.8	32
38	愛媛県	5.7	5.8	6.0	6.2	6.4	6.6	16.1	38
39	高知県	2.9	2.9	2.9	3.0	3.2	3.3	13.9	43
40	福岡県	15.9	16.0	16.2	16.7	17.4	18.1	14.1	42
41	佐賀県	2.9	3.0	3.1	3.1	3.3	3.4	16.8	36
42	長崎県	6.2	6.2	6.3	6.5	6.7	6.9	12.4	44
43	熊本県	6.7	6.7	6.9	7.1	7.3	7.7	15.3	40
44	大分県	4.7	4.8	4.9	5.1	5.3	5.5	15.9	39
45	宮崎県	3.8	3.9	3.9	4.0	4.2	4.5	16.4	37
46	鹿児島県	6.8	6.7	6.8	6.9	7.2	7.4	9.9	46
47	沖縄県	3.3	3.5	3.6	3.7	3.9	4.1	22.2	16

出所：厚生労働省「介護給付費実態調査月報（各年 11 月審査分）」

図表 1-12 都道府県別にみた 2006 年と 2011 年間の
介護サービス受給者の増加量／増加率



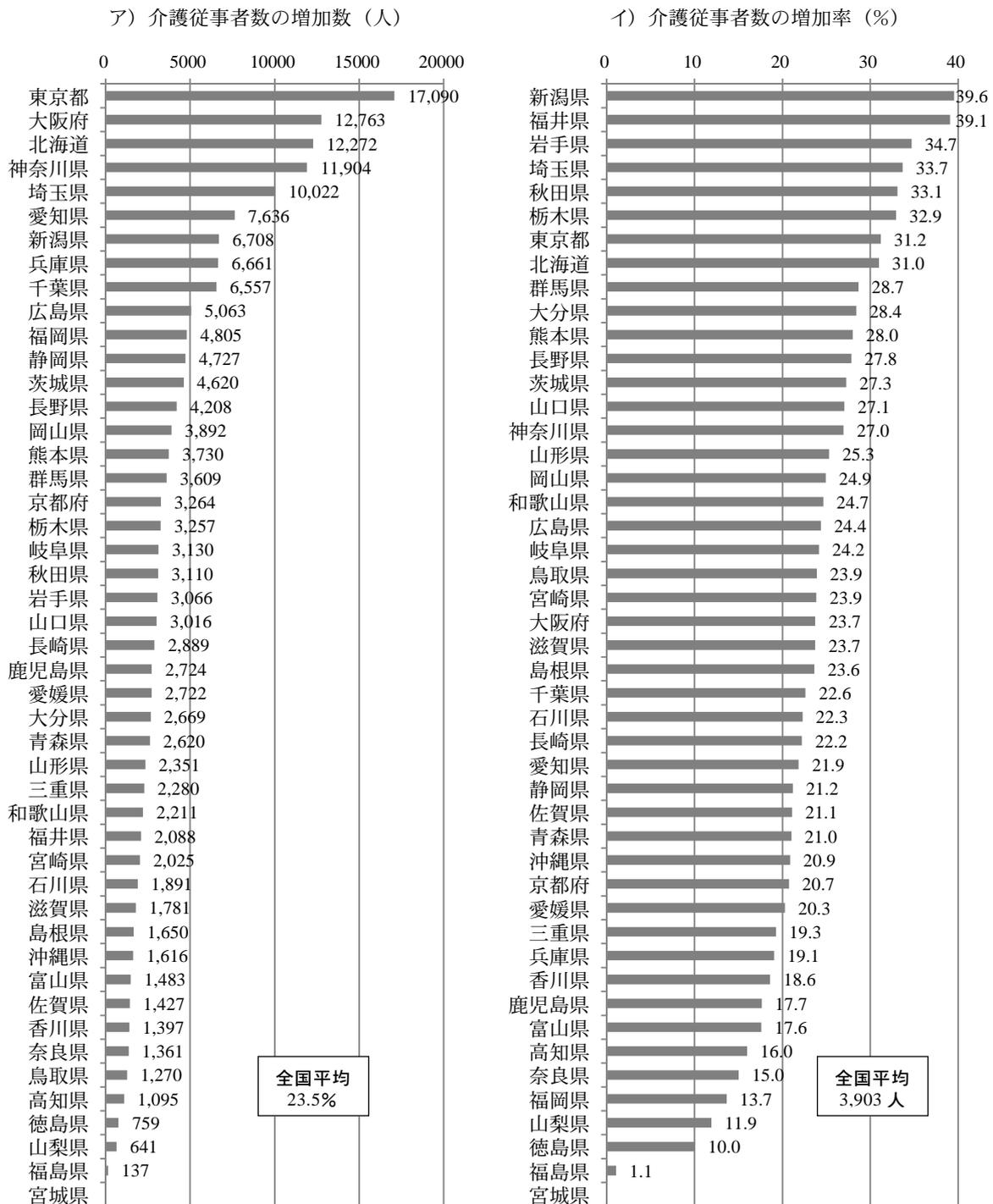
出所：厚生労働省「介護給付費実態調査月報（2006年11月審査分、2011年11月審査分）」より作成

図表 1-13 都道府県別にみた 2006 年と 2011 年間の介護従事者数（常勤換算）の変化

		常勤換算介護従事者数（万人）					増加率 （%）	順位	
		2006	2007	2008	2009	2010			2011
全国平均		16,598	17,607	18,411	19,182	19,278	20,501	23.5	—
1	北海道	39,610	43,177	45,103	47,012	47,131	51,882	31.0	8
2	青森県	12,450	13,615	13,452	14,190	14,345	15,070	21.0	32
3	岩手県	8,838	9,617	10,484	11,307	11,925	11,904	34.7	3
4	宮城県	14,708	15,278	15,650	16,247	16,789	11,989	-18.5	47
5	秋田県	9,402	9,952	10,676	11,047	11,633	12,512	33.1	5
6	山形県	9,287	9,852	10,365	10,733	10,754	11,638	25.3	16
7	福島県	12,630	13,831	14,490	15,063	15,504	12,767	1.1	46
8	茨城県	16,943	18,164	19,391	20,311	19,947	21,563	27.3	13
9	栃木県	9,886	10,866	11,830	12,220	12,067	13,143	32.9	6
10	群馬県	12,596	13,611	14,327	15,161	14,954	16,205	28.7	9
11	埼玉県	29,751	32,437	34,443	36,444	36,359	39,773	33.7	4
12	千葉県	28,972	29,963	31,814	32,409	33,075	35,529	22.6	26
13	東京都	54,756	58,712	61,369	67,646	66,593	71,846	31.2	7
14	神奈川県	44,139	45,113	47,819	50,788	51,436	56,043	27.0	15
15	新潟県	16,959	19,014	20,209	21,309	22,057	23,667	39.6	1
16	富山県	8,421	8,942	9,037	9,195	8,991	9,904	17.6	40
17	石川県	8,478	8,657	9,131	9,677	9,899	10,369	22.3	27
18	福井県	5,344	5,927	6,162	6,431	7,156	7,432	39.1	2
19	山梨県	5,376	5,718	6,121	5,961	5,926	6,017	11.9	44
20	長野県	15,113	16,481	17,650	18,118	17,952	19,321	27.8	12
21	岐阜県	12,960	13,655	13,804	15,008	14,937	16,090	24.2	20
22	静岡県	22,305	24,195	24,839	24,882	25,408	27,032	21.2	30
23	愛知県	34,939	36,751	37,656	39,104	39,663	42,575	21.9	29
24	三重県	11,836	11,631	12,931	13,804	13,621	14,116	19.3	36
25	滋賀県	7,501	7,934	8,222	8,385	8,282	9,282	23.7	24
26	京都府	15,733	15,996	16,152	17,204	17,159	18,997	20.7	34
27	大阪府	53,749	57,090	58,752	60,809	61,169	66,512	23.7	23
28	兵庫県	34,941	36,380	37,459	38,957	38,771	41,602	19.1	37
29	奈良県	9,053	9,231	9,459	9,549	9,818	10,414	15.0	42
30	和歌山県	8,964	9,496	9,906	10,450	10,394	11,175	24.7	18
31	鳥取県	5,309	4,487	5,801	6,315	6,241	6,579	23.9	21
32	島根県	6,983	7,545	7,831	8,368	8,529	8,633	23.6	25
33	岡山県	15,612	16,871	18,014	18,070	17,703	19,504	24.9	17
34	広島県	20,776	21,975	23,123	24,268	24,714	25,839	24.4	19
35	山口県	11,145	12,037	12,231	13,153	12,959	14,161	27.1	14
36	徳島県	7,570	7,809	8,206	8,339	8,170	8,329	10.0	45
37	香川県	7,510	7,658	8,021	8,247	8,200	8,907	18.6	38
38	愛媛県	13,409	13,807	14,789	14,801	14,743	16,131	20.3	35
39	高知県	6,853	7,062	7,528	7,492	7,704	7,948	16.0	41
40	福岡県	35,176	37,025	37,954	38,914	38,995	39,981	13.7	43
41	佐賀県	6,765	7,174	7,717	7,788	7,382	8,192	21.1	31
42	長崎県	13,008	14,084	14,487	14,137	14,678	15,897	22.2	28
43	熊本県	13,314	14,577	14,791	15,575	15,878	17,044	28.0	11
44	大分県	9,394	10,303	10,361	10,949	11,184	12,063	28.4	10
45	宮崎県	8,484	9,100	9,596	10,088	9,796	10,509	23.9	22
46	鹿児島県	15,430	16,676	17,252	16,825	17,019	18,154	17.7	39
47	沖縄県	7,737	8,076	8,923	8,823	8,500	9,353	20.9	33

出所：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

図表 1-14 都道府県別にみた 2006 年と 2011 年間の
常勤換算介護従事者数の増加量／増加率



注：2011 年の東日本大震災の影響のため、宮城県の常勤換算従事者数は 2,719 人 (18.5%) のマイナスとなっている。

出所：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査 (2006 年、2011 年)」より作成

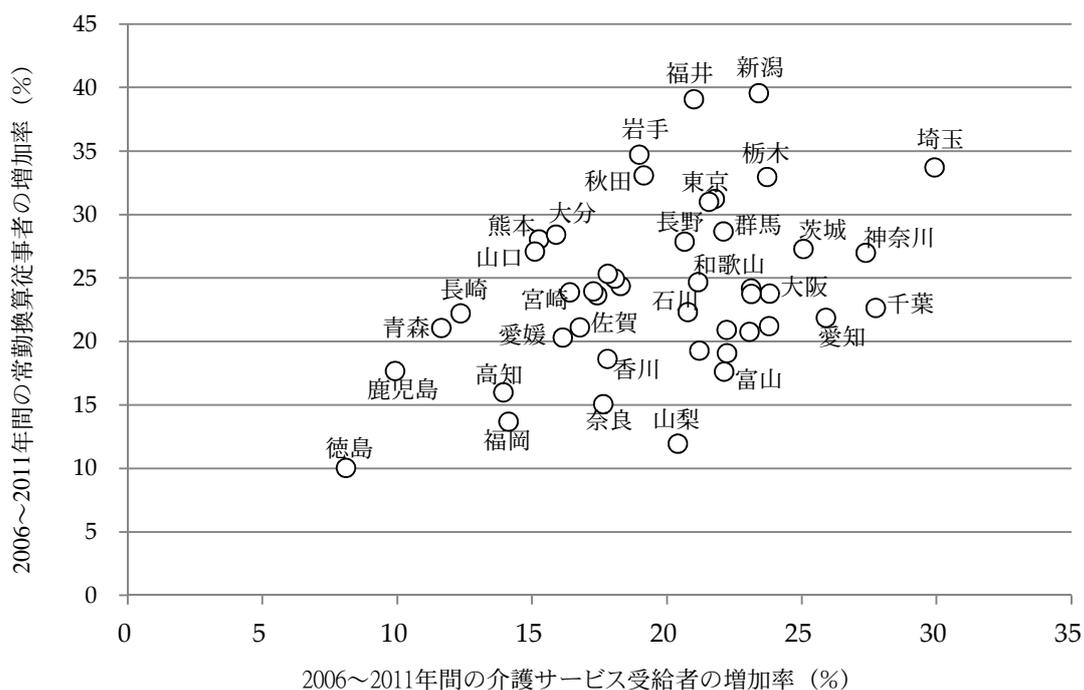
3. 介護サービス受給者／常勤換算従事者数の変化の特徴

図表1-15に、2006年と2011年間の介護サービス受給者数および常勤換算従事者数の増加率を示す。

ここで、両者の差をみると、常勤換算従事者の方が介護サービス受給者よりも増加率が高かったのは、第1位「福井（18.1ポイント）」、第2位「新潟（16.1ポイント）」、第3位「岩手（15.7ポイント）」、第4位「秋田（13.9ポイント）」、第5位「熊本（12.7ポイント）」の順であった。

逆に、介護サービス受給者の方が常勤換算従事者よりも増加率が高かったのは、第1位「山梨（8.5ポイント）」、第2位「千葉（5.1ポイント）」、第3位「富山（4.5ポイント）」、第4位「愛知（4.0ポイント）」、第5位「兵庫（3.2ポイント）」の順であった（福島、宮城は除く、図表1-15）。

図表1-15 都道府県別にみた介護サービス受給者数／常勤換算従事者数の変化率
—2006年と2011年の比較—



注：2011年の東日本大震災の影響が大きいため、グラフ表記から宮城県、福島県を除いている。
出所：厚生労働省「介護給付費実態調査月報（2006年11月審査分、2011年11月審査分）」、「介護サービス施設・事業所調査（2006年、2011年）」より作成

第6節 おわりに

本章では、介護従事者確保が政策上重要視される背景、介護従事者の必要量の推計の経緯を解説するとともに、都道府県間の人口動態の差異の観点から、全国一律ではなく、都道府県毎に介護従事者確保策を検討する必要性について言及した。

また、介護サービス受給者数、介護従事者数（常勤換算）の都道府県別増加率を比較し、両者の乖離の状況が都道府県によって異なる実態も明らかにした。このことは、介護サービス受給者数の動向だけで、必要な介護従事者数が一律に決まるものではなく、サービス提供体制（介護保険施設、サービス付き高齢者住宅などの集合住宅などをどの程度整備するか）によっても影響を受けることを意味する。

いずれにしても、人口動態だけでなく、介護サービス受給者数の伸び率、介護サービス提供体制状況も都道府県間で大きく異なることから、将来的には都道府県が主体となって、介護需要推計、ならびにそれら需要に対応できる介護従事者の必要量の推計、介護従事者の供給体制の把握、需給ギャップの量的把握と対策の検討を実施していくことが求められよう。

現在、平成 25 年度厚生労働省セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）事業にて、都道府県による需給推計ワークシートの開発が進められている。これが完成すれば、需給ギャップの粗い推計が可能となり、都道府県担当者への課題認識の支援にはなる（見える化の推進）。ただし、重要なことは、介護従事者の需給ギャップを改善するための対策を検討・実践し、その経過を定期的にモニタリングし、その上で対策を再検討するといったマネジメントプロセスの推進にある。このようなゴールを見据えた上で、まずは、需給ギャップの把握のためのツール開発に取り組むことが必要であると考える。

参考文献

社会保障国民会議（2008）『社会保障国民会議 最終報告』。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyokokuminkaigi/saishu/siryuu_1.pdf

社会保障制度改革国民会議（2013）『社会保障制度改革国民会議 報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋』。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/pdf/houkokusyo.pdf>

三菱総合研究所（2013）『介護人材の見通し策定に関する調査・研究事業報告書、平成 24 年度厚生労働省セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）』。

第2章 介護職員の供給ルートと教育資源

第1節 はじめに

本章では、介護人材（本章においては介護職員に限定している）の供給源である教育資源の整備状況を全国及び地域別に確認したうえで、特に新規学卒者についてどの程度の量の人材が供給されているのか、厚生労働省による整理を検証することを目的とする。

なお、介護人材の労働市場として、本章では介護保険サービスに関するものだけをとりあげる。障害福祉サービスにおいても介護人材は求められているが、介護等の生活支援を担う生活支援専門員の業務内容について必ずしも介護業務が主ではない領域もあること、訪問介護系事業所の多くが介護保険サービスとの二重指定であること、全体的に労働市場規模が小さいこと等から、ここではとりあげない。

第2節 介護人材の供給ルートと教育資源の種類

介護保険サービスで、人員配置基準上、介護職員の資格要件が定められているのは、訪問介護サービス（定期巡回含む）だけであり、介護福祉士か初任者研修等の研修修了者であることが求められている。それ以外の通所、居住・入所系のサービスには、資格要件の定めはなく、無資格であっても介護職員として就業することができる。

したがって、介護労働市場全体でみると、無資格者、初任者研修等の研修修了者、介護福祉士資格取得者（養成施設卒業者）の3種類の人材が、学校や研修機関、もしくは一般労働市場を通じて、介護職員として新規に参入することとなる。

主な供給ルート、教育資源は図表2-1のようになる。

まず、介護福祉士養成施設等（1850時間程度・2年以上の課程）を卒業し、新規学卒者として入職するルートである（図のルート①）。これまでは主として18歳～22歳程度の学生が、介護福祉士養成施設（専門学校が主だが、短大・大学もある）で学び、介護福祉士資格を取得して就業するルートであった。2009年度からは緊急雇用対策の一環の離職者訓練プログラムが開始されたため、一定量の離職者（社会人）が介護福祉士資格を取得して入職するルートにもなった。

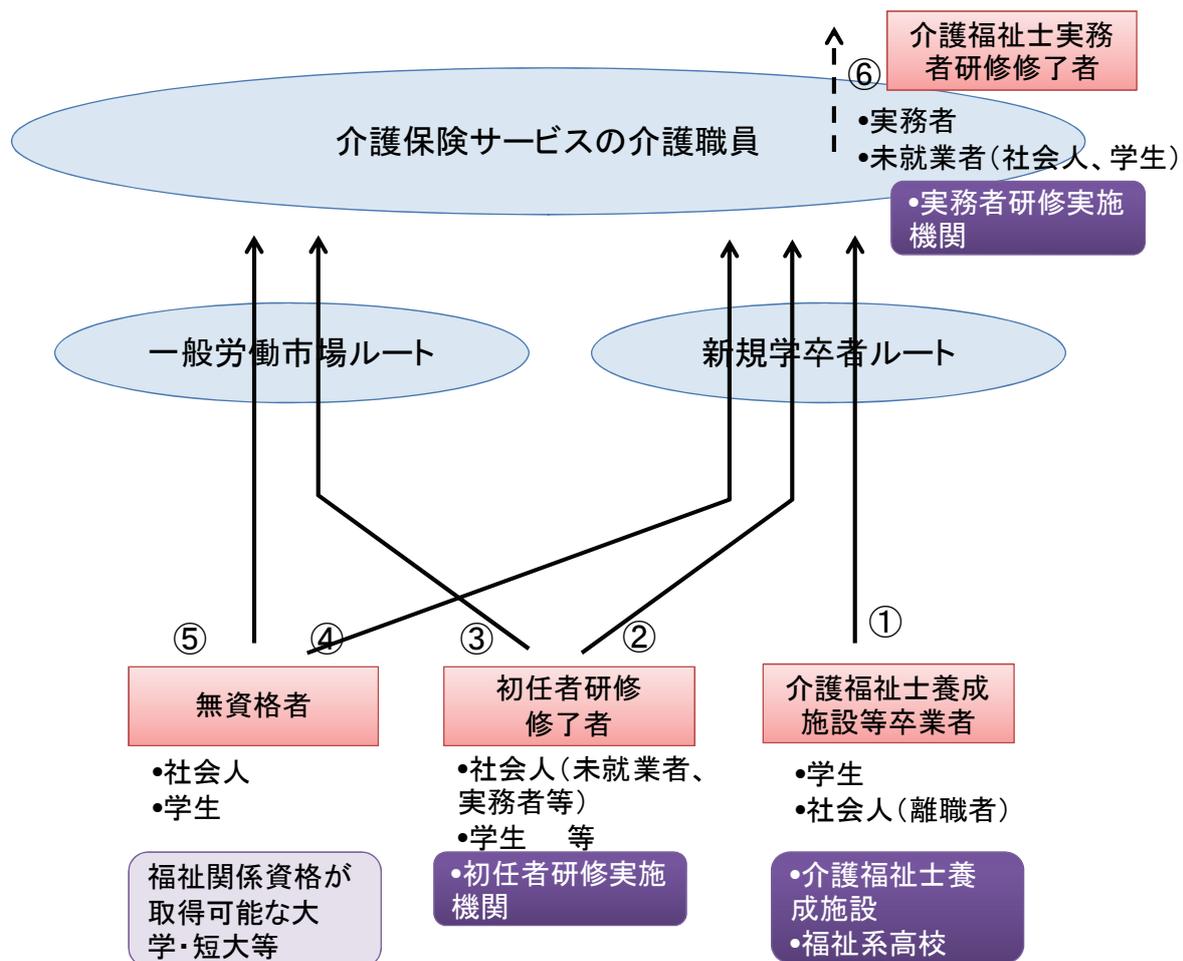
次に、初任者研修（130時間）を修了し就業するルートがある。新規の就業者としては、社会人でこれまで介護への就業経験の無い者（「未就業者」とする。ルート③）が主だが、新規学卒者が研修を修了して就業するルートもある（ルート②。学校が在生学生のために初任者研修を実施している）。また、新規の人材供給ではないが、すでに無資格等で介護職員として働いている者（以下「実務者」）が、知識技術の習得のために受講することも広く行われている。

無資格者については、社会人が転職・再就業等によって就業するルート（ルート⑤）と、介護系資格を取得できない学校を卒業した新規学卒者が就業するルート（ルート④）がある。

このルートには介護職員を養成する機関は存在しない。ただし、福祉関係資格（社会福祉士、保育士等）が取得できる大学・短大等を卒業する新規学卒者もいる。

この他、関連するルート・教育資源として、介護福祉士養成施設の一つである「実務者研修」がある。実務者研修とは、2015年度からの介護福祉士の資格取得ルートの改正に伴い創設され、2012年度から養成が開始されたものである。従来、実務者は3年の実務経験があれば介護福祉士の国家試験が受験できたが、2015年度からは、国家試験を受験するためには3年の実務経験に加えて実務者研修を修了しなければならない形となる。このような改正の経過から、主に実務者として就業している者が働きながら受講することを念頭に設計された制度である。したがって実務者が対象である場合は、新規の就業とは無関係で、介護労働市場内での既存人材のスキルアップである（⑥のルート）。しかし、未就業者がまず実務者研修を受講してから就業し3年の実務経験の後に国家試験を受験してもよいため、未就業者を対象に実務者研修が開講されている場合もある。この場合は、新規の就業ルートの一つで、①に準じたルートということとなる。

図表 2-1 主な介護人材供給ルートと教育資源



出所：筆者作成

以上の全体像を念頭に、以下、介護人材の教育機関である介護福祉士養成施設（福祉系高校、実務者研修も含む）、初任者研修の整備状況等を概観する。

第3節 福祉・介護系の教育資源の現状

1. 介護福祉士養成施設等の現状

(1) 介護福祉士の養成施設の全体的な状況

介護福祉士の養成施設は、厚生労働大臣の指定を受けて、高校卒業者を対象に、1850時間課程（2年以上）⁷の教育を行っている。現在は、養成施設を卒業すれば介護福祉士資格が与えられるが、2007年及び2011年の法改正により、2015年度以降は、養成施設を卒業し、介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士資格を取得する、という形に改正される。

※本稿執筆後、介護福祉士資格取得方法の一元化（実務者が国家試験を受ける場合の実務者研修受講義務付け及び養成校卒業者への国家試験受験義務付け）の施行を2016年度に一年延期すると政府の方針が示された。「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」に社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正が盛り込まれ、国会審議が行われている（2014年5月16日時点）。

介護福祉士養成施設は、専門学校が最も多いが、大学・短期大学等も指定を受けている。厚生労働省によれば、2013年4月1日現在、378校・412課程が指定され、入学定員は18,861人分ある。ただし、実際の入学者は入学定員を下回っており、2012年度は入学定員19,157人に対して実際の入学者は12,730人、充足率は66.5%であった。

図表2-2 介護福祉士養成施設の学校種類別、課程数、定員（2013年4月現在）

	大学	短大	専修学校	高等学校 専攻科	合計
課程数	62	88	260	2	412
定員	2,165	3,711	12,905	80	18,861
	11.5%	19.7%	68.4%	0.4%	100.0%

出所：厚生労働省介護福祉士養成施設等の一覧から作成

養成施設数は、1988年（昭和63年）に養成が開始されて以来、2006～2008年頃までは一貫して増加した。最も多い時には、学校数は434校（2008年）、入学定員は27,105人分（2006年）であった。卒業者は2000年度～2006年度頃までは1.8～2万人程度を輩出していたが、最近では1万～1.3万人程度となっている。

(2) 介護福祉士養成施設における離職者訓練等の実施

養成施設は、従来は、基本的には新卒の若者を介護福祉士として送り出す役割を担ってきたが、2009年度から緊急雇用対策として離職者訓練プログラムが開始され、離職者の職業訓

⁷ 最も多いものは、高校卒業者を対象にした1,850時間課程（2年以上）であるが、社会福祉士養成施設卒業者、保育士養成施設卒業者を対象とした課程（1,155時間と1,170時間・1年以上）もある。

練として介護福祉士養成コース（2カ年課程）が設けられたことにより、現在は離職者を教育する役割も担っている⁸。

実績では毎年2500～3000人程度の訓練生が受け入れられており、日本介護福祉士養成施設協会の調査によれば、約9割が修了している⁹。

前述した介護福祉士養成施設の入学者数には、2009年度以降はこの離職者訓練の訓練生の人数も含まれている。

2. 福祉系高校の現状

いわゆる福祉系高校とは、介護福祉士受験資格を取得することが可能な高等学校を意味する。

福祉系高校における資格取得ルートは2013年度現在2種類ある。1つめは53単位の教育（介護福祉士養成施設における2年課程に内容・時間数が準ずる）を受け卒業時に介護福祉士受験資格を取得できるルートである。2つめは、34単位（1190時間程度）の教育を修了して卒業した後、9カ月以上の実務経験によって、介護福祉士受験資格を取得できるルート（制度上「特例高校等」とよばれる）である。介護福祉士の養成カリキュラムは2009年度に改正され新しいカリキュラムに移行したが、特例高校等は改正に伴う経過措置として設けられたもので、2013年度まで新規入学が認められてきた。2014年度からは特例高校等の入学者は発生しない。

2013年度の福祉系高校は166校あり、うち53単位の高校が116校、特例高校等が50校である。2012年度の在校生（1年生）の実績は4632人、卒業者は3869人であった¹⁰。

福祉系高校は、介護福祉士制度創設以来一貫して増加し、旧養成課程の最後の年の2008年度には受験可能校は212校に達した。2009年度のカリキュラム改正によって、新カリキュラムに移行したのは、その時点で164校（53単位¹¹相当が107校、特例校等が57校）であった。その後は、特例校が徐々に減少する一方、53単位校が若干増え、2013年度は前述のように166校となっている。受験可能校の卒業生数は、多い時（2007年度）には7629名であったが、その後は減少傾向にあり、前述のように2012年度の卒業生は3869名である¹²。

⁸ これとは別に、2010年度～2012年度まで離職者等が介護職員として就業して働きながら養成校に通学し資格を取得する「介護雇用プログラム」が行われていた。

⁹ 日本介護福祉士養成施設協会「離職者訓練及び介護雇用プログラムに関する調査（平成22年度、平成23年度）要旨・資料」

¹⁰ 2012年度は53単位120校・定員4,056名、特例校は52校・定員2,360名であった。

¹¹ 正確には2009年時点では52単位であった。喀痰吸引等を介護福祉士が行えるための制度改正により、2012年度より53単位となった。

¹² 以上の実績は、いずれも文部科学省、「教科「福祉」と高等学校「福祉関連学科」基礎資料 平成25年度版」2013年による。

3. 初任者研修の現状

(1) 初任者研修の現状

初任者研修は、従来の訪問介護員 2 級研修を見直し、在宅・施設共通の研修として 2013 年度から開始された。時間数は従来の訪問介護員研修と同様 130 時間であるが、内容的には大きく見直され、全体としては実務者研修へのつながりを考慮した内容構成となっている。従来の 2 級研修と比べると、介護（生活支援）技術の演習が大きく拡充された。

訪問介護員研修と同様に、都道府県知事の指定を受けた事業者が初任者研修の事業者となる。事業者数、定員、実人員は明らかではない。

初任者研修の受講者は、これから就業しようとする未就業の社会人だけでなく、実務者がスキルアップのために受講することもある。介護サービス事業者が人材確保と自施設の従事者のスキルアップのために初任者研修機関としての指定を受け、自事業所の実務者には無料低額な料金で受講させていることも多い。また、高校や大学・短大が学生の資格取得支援のために開講するケースもある。

初任者研修の受講者や研修機関についての全国的な調査が行われていないため、全体の現状は不明であるが、高校については文科省の調査が行われている¹³。これによれば、2013 年度現在 296 校が初任者研修事業者の指定を受けている。高校は、従来から、訪問介護員研修を行ってきた実績があり、多い時には 400 校以上が 2 級研修を実施していた（最多は 2008 年の 439 校）。基礎研修（500 時間課程）実施校も 22 校（2011 年度）、1 級研修実施校は多い時は 76 校（2025 年度）あった。高校は、初任者研修を通した新卒者の供給ルートとしても一定の量をもつ可能性がある。

従来の訪問介護員研修では、多い時期には 2 級課程で 3000 程度の研修事業者があり、年間約 30 万程度の修了者がいた。

4. 実務者研修

厚生労働省によれば、実務者研修の実施機関（課程数）及び年間総定員数は、2013 年 12 月 1 日現在、266 課程、78,494 人分（通学・昼間課程分 10,977 人、通学・夜間課程分 510 人、通信課程分 67,007 人）である。

図表 2-3 実務者研修の課程別の年間総定員数等

	昼間	夜間	通信	合計
課程数	144	8	114	266
年間総定員数	10,977	510	67,007	78,494
	14.0%	0.6%	85.4%	100.0%

出所：厚生省資料より作成

¹³ 文科省, 2013 年 ,前掲

前述のように、実務者研修は、通信課程を取り入れるなど、主に実務者として就業している者が働きながら受講することを念頭に設計されたものであるが、未就業者が実務者研修を受講してから就業することもできる。上記のうち、未就業者を対象としているものがどれであるのかは定かではないが、厚生労働省が公開している指定事業者一覧の名称からみると、職業能力開発センター、職業技術校、高校などが通学課程を実施しており、少なくともこれらは未就業者が主たる対象となると思われる。

5. 福祉関係資格を取得できる大学・短大等

本章では、この後に、福祉関係分野に就業する新規学卒者のうち、介護職員ではない職種に就業する者の量を明らかにしたいため、大学・短大で社会福祉士、保育士の養成量がどの程度かを概観しておく。

(1) 社会福祉士を養成する大学・短大等

社会福祉士の受験資格を取得するには、大きくいえば、福祉系の大学等で指定科目を修了して卒業するルートと、4年制大学等を卒業した者が厚生労働大臣の指定する養成機関を卒業するルートの2種がある。このうち後者は一度大学等を卒業した者が再度入学するルートであるため、新規学卒者に関係するのは前者の福祉系大学等のルートとなる。

厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設とは異なり、福祉系大学等は大学等が社会福祉士受験に必要な科目を開講すれば受験資格を得られる形となるため、国がその定員数を定期的に把握する制度にはなっていない。

そこで、代替りの手段として、社会福祉士を養成する大学や養成施設等が加盟する日本社会福祉士養成校協会の会員データを用いた。これによると、2013年4月現在の会員は、養成施設43、福祉系大学等（大学193、短期大学10、専修学校18、その他1）で、合計265校・施設であった。定員は、養成施設10,538人分、福祉系大学等23,322人分である。

(2) 保育士養成施設

保育士養成施設は厚生労働大臣の指定により、短期大学等が2年以上の課程で教育するもので、卒業することで保育士資格が得られる。厚生労働省資料¹⁴によれば2008年の養成施設数は563校（大学191、短大265、専修学校その他107）、定員は総計54,505名分（大学14,213、短大32,785、専修学校その他7,507）である。2007年度の卒業者は41,613名である。

¹⁴ 厚生労働省「保育士養成課程等検討会」（平成21年11月16日開催）参考資料1-5

第4節 地域別の教育資源の状況

1. 都道府県別の介護福祉士の教育資源の現状

図表2-4は、定員・課程数等のデータが明らかにされている介護福祉士の教育資源（介護福祉士養成施設、実務者研修実施機関、福祉系高校）について、都道府県別に定員数と人口1万人対比を示したものである。

介護福祉士養成施設（A欄）については、全国で見ると、人口1万人対1.47人の定員となっているが、都道府県別に多いところと少ないところでは3~4倍の開きがある。都道府県別にみると、神奈川・千葉・埼玉の東京近郊、兵庫・奈良・滋賀などの近畿圏では課程数・定員数は多いが、当然ではあるが、人口比では低くなっていることがわかる。都市部以外の大多数の都道府県はそもそも1ケタの設置のところが多く、学校数・定員数が減少傾向にある。現在は、学校の閉鎖の影響などで人口比が変動しやすいと思われる。

福祉系高校（C欄）は、総じて一県当たりの学校数が少なく、人口比を比較することによりあまり意味はない。ただ茨城、熊本、宮崎、鹿児島などいくつかの県では、介護福祉士養成校と同等かそれを上回る定員数となっていることが目を引く。

D欄は、養成施設と福祉系高校の養成数を合計したもので、若年者を養成するキャパシティを示す。やはり東京近郊と大阪・京都近郊が人口比で低く、高い地域とは3~4倍の開きがある。大都市とその近郊地域は、今後、後期高齢者の大きな増加が見込まれており、他方で日本の他地域に比べれば若年者人口も豊富だが、若年者を介護福祉士に養成するための教育資源は少ないといえよう。

実務者研修（B欄）は、まだ整備が始められたばかりであり、0や1といった県も散見され、現段階で地域間で比較することはあまり意味がない。また、通信課程（定員の85%）の場合はスクーリングの施設が各地にあれば実施する事業者は他県であってもよいため、必ずしも地域別に事業者の定員を比較する意味は乏しい可能性がある。そのうえで、東京都に定員の6割以上が集中している点がまず目を引く。通信制を大規模に展開する事業者がいくつかあるためである。現在の介護福祉士国家試験は毎年15万人程度が受講しており、開始2年で年間定員が8万近くまでなったことは、総量としてはまずまずといえるだろう。ただし、重要なのはスクーリングが身近な地域で受講できるかどうかである。それはこのデータからはわからないが、今後調査される必要がある。

図表 2-4 介護福祉士の教育機関の都道府県別定員等の状況（2013年4月現在）

都道府県	介護福祉士養成施設 (A)			実務者研修 (B)			福祉系高校 (C)			養成施設＋福祉系高校定員 (D)		総養成定員		人口
	小計			小計			小計			総数	人口1万対	総数	人口1万対	
	課程数	定員	人口1万対	課程数	定員	人口1万対	学校数	定員	人口1万対					
北海道	28	1,319	2.41	13	1,864	3.41	9	324	0.59	1,643	3.01	3,507	6.42	5,465,451
青森県	8	300	2.19	5	328	2.39	2	100	0.73	400	2.92	728	5.31	1,372,010
岩手県	5	272	2.07	0	0	0.00	4	122	0.93	394	3.00	394	3.00	1,314,180
宮城県	13	735	3.17	2	160	0.69	2	60	0.26	795	3.43	955	4.12	2,318,692
秋田県	3	130	1.21	0	0	0.00	2	55	0.51	185	1.72	185	1.72	1,076,205
山形県	3	135	1.17	0	0	0.00	2	60	0.52	195	1.69	195	1.69	1,155,942
福島県	8	331	1.67	3	440	2.22	4	78	0.39	409	2.07	849	4.29	1,980,259
茨城県	6	310	1.03	1	30	0.10	7	640	2.14	950	3.17	980	3.27	2,997,072
栃木県	9	530	2.64	1	60	0.30	3	90	0.45	620	3.08	680	3.38	2,010,934
群馬県	9	500	2.47	5	619	3.06	2	70	0.35	570	2.82	1,189	5.88	2,023,382
埼玉県	12	620	0.85	10	2,590	3.56	3	140	0.19	760	1.05	3,350	4.61	7,272,304
千葉県	14	675	1.08	9	1,105	1.77	1	40	0.06	715	1.15	1,820	2.92	6,240,455
東京都	36	1,682	1.28	33	48,359	36.80	5	526	0.40	2,208	1.68	50,567	38.48	13,142,640
神奈川県	14	555	0.61	14	2,478	2.73	2	80	0.09	635	0.70	3,113	3.43	9,083,643
新潟県	14	650	2.75	5	837	3.54	2	170	0.72	820	3.47	1,657	7.02	2,361,133
富山県	4	190	1.74	1	30	0.27	1	20	0.18	210	1.92	240	2.19	1,094,827
石川県	6	320	2.75	6	170	1.46	3	105	0.90	425	3.65	595	5.12	1,163,089
福井県	3	130	1.60	0	0	0.00	1	31	0.38	161	1.99	161	1.99	810,552
山梨県	4	160	1.85	1	60	0.69	1	30	0.35	190	2.20	250	2.89	863,917
長野県	13	530	2.45	4	358	1.65	2	40	0.18	570	2.63	928	4.29	2,165,604
岐阜県	7	290	1.38	0	0	0.00	3	120	0.57	410	1.95	410	1.95	2,102,879
静岡県	8	325	0.85	6	374	0.98	7	275	0.72	600	1.58	974	2.56	3,809,470
愛知県	20	944	1.26	10	520	0.70	7	240	0.32	1,184	1.59	1,704	2.28	7,462,800
三重県	6	240	1.28	3	180	0.96	6	105	0.56	345	1.84	525	2.81	1,871,619
滋賀県	2	100	0.70	2	109	0.77	2	80	0.56	180	1.27	289	2.04	1,419,426
京都府	8	430	1.66	3	3,000	11.60	3	87	0.34	517	2.00	3,517	13.59	2,587,129
大阪府	28	1,226	1.38	31	5,438	6.13	4	180	0.20	1,406	1.58	6,844	7.71	8,873,698
兵庫県	9	420	0.74	4	377	0.67	5	152	0.27	572	1.01	949	1.68	5,660,302
奈良県	3	110	0.78	0	0	0.00	1	40	0.28	150	1.07	150	1.07	1,405,453
和歌山県	2	100	0.98	1	150	1.48	2	36	0.35	136	1.34	286	2.81	1,016,563
鳥取県	3	140	2.38	1	20	0.34	1	38	0.65	178	3.02	198	3.36	588,508
島根県	3	160	2.24	1	80	1.12	1	40	0.56	200	2.80	280	3.93	713,134
岡山県	10	470	2.42	8	1,220	6.27	4	135	0.69	605	3.11	1,825	9.38	1,946,083
広島県	14	656	2.28	8	620	2.16	2	60	0.21	716	2.49	1,336	4.65	2,873,603
山口県	7	244	1.69	1	80	0.55	3	105	0.73	349	2.41	429	2.96	1,447,499
徳島県	2	170	2.17	6	620	7.90	3	66	0.84	236	3.01	856	10.90	785,001
香川県	6	225	2.23	2	150	1.48	3	97	0.96	322	3.19	472	4.67	1,010,707
愛媛県	5	220	1.53	3	208	1.44	4	110	0.76	330	2.29	538	3.74	1,440,117
高知県	3	150	1.98	3	258	3.41	1	16	0.21	166	2.20	424	5.61	755,994
福岡県	16	660	1.29	25	2,828	5.54	10	376	0.74	1,036	2.03	3,864	7.57	5,105,427
佐賀県	4	130	1.52	1	40	0.47	3	92	1.08	222	2.60	262	3.07	853,341
長崎県	7	260	1.82	15	1,160	8.13	4	112	0.78	372	2.61	1,532	10.73	1,427,133
熊本県	6	200	1.10	8	764	4.19	7	275	1.51	475	2.60	1,239	6.79	1,825,361
大分県	4	195	1.63	6	610	5.09	4	160	1.33	355	2.96	965	8.05	1,199,401
宮崎県	7	292	2.56	0	0	0.00	6	220	1.93	512	4.49	512	4.49	1,141,559
鹿児島県	6	230	1.35	3	120	0.71	9	355	2.09	585	3.44	705	4.14	1,701,387
沖縄県	4	200	1.39	2	80	0.56	3	100	0.70	300	2.09	380	2.64	1,437,994
	412	18,861	1.47	266	78,494	6.11	166	6,453	0.50	25,314	1.97	103,808	8.09	128,373,879

出所：養成施設、実務者研修は厚生労働省資料より作成。福祉系高校は文科省資料より作成
人口は、住民基本台帳（2013年3月31日時点）による

2. 地域別の介護福祉士の教育資源の現状

図表 2-5 は介護福祉士の養成施設の住所から、それがどのような地域に所在するかを分類したものである。6 割以上が政令市中核市・特例市に所在し、市部まで含めると 9 割以上が市部に所在していることになる。

図表 2-5 地域別の介護福祉士養成施設の所在

	政令市・ 特別区	中核市・ 特例市	市	町村	合計
課程数	142	111	133	26	412
定員	6,780	4,957	5,942	1,182	18,861
	35.9%	26.3%	31.5%	6.3%	100.0%

出所：厚生労働省のリストより作成

第 5 節 新規学卒者の福祉・介護分野への就職状況の検証

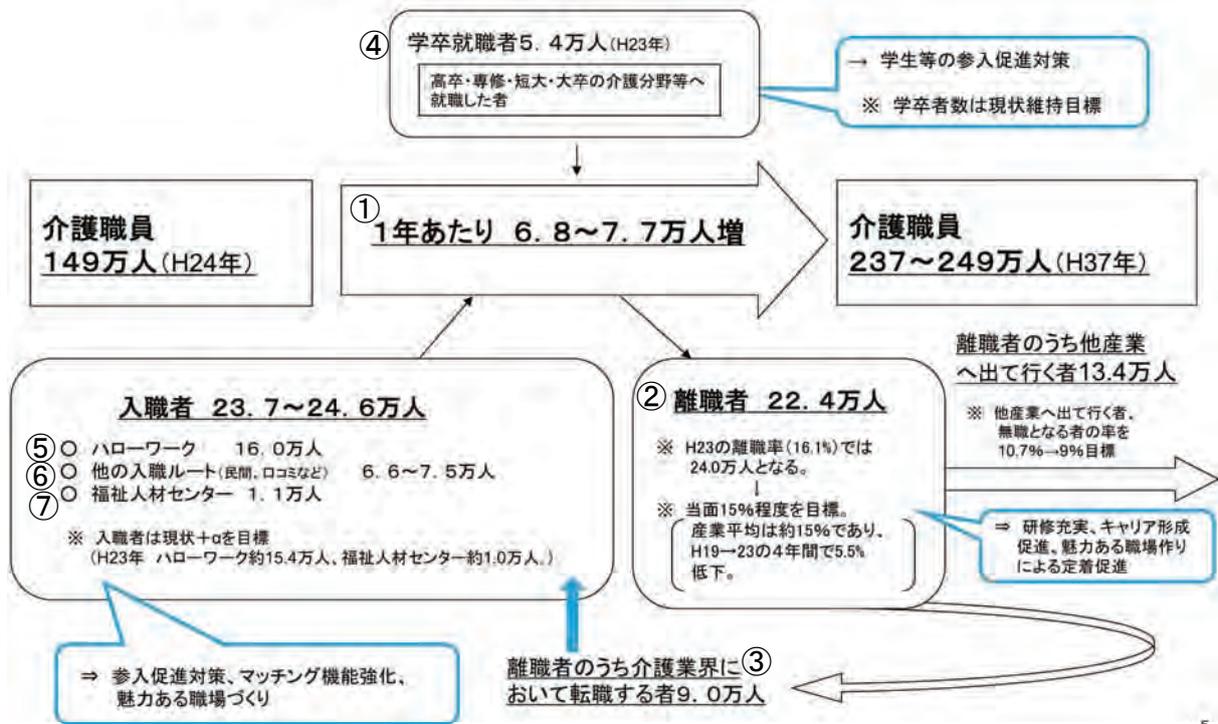
厚生労働省は、2012 年現在 149 万人である介護人材を 2025 年には 237 万人～249 万人に拡充することを目標とし、これを実現するための人材確保の見通しとして図表 2-6 を示している¹⁵。

この供給構造全体については序章で紹介・課題を検討するが、ここでは供給構造の理解についての今後の課題の一環として、④の新規学卒者の数値を検証したい。

¹⁵ 趣旨は若干異なるが、同じ根拠に基づき 2008 年～2009 年のフローを示した資料として、厚生労働省、『介護職員をめぐる現状と人材の確保等の対策について』（「介護人材の処遇改善等に関する懇談会」資料 5, 2012 年 5 月 11 日, などがある。 url <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ae5j-att/2r9852000002aej7.pdf>, 2013/12/31 時点。

図表 2-6

介護人材確保における当面の見通しについて



(1) 検証の考え方・手順

検証の手順は下記となる。

- ① 学校基本調査の結果が、どの分野に就職した人材を指しているのかを確認する¹⁶
- ② ①に含まれていると考えられる介護人材以外の卒業生数をできるだけ除外する。介護人材以外の人材の人数については、他の調査の結果を用いる。
- ③ ①から②を差し引いた残りを、介護人材として就職した人数とみなし、合算する。

(2) 学校基本調査に基づく福祉・介護分野等への就職状況

学校基本調査では卒業生等の就職状況について毎年調査が行われている。

このうち、大学、短大、高等学校については、「日本標準産業分類」に基づき就職先が把握されているが、高等学校については大分類である「医療・福祉」の 카테고리によって、大学、短大については「医療・福祉」の下位カテゴリー（中分類）の「社会保険・社会福祉・介護事業」によって把握されている。

専修学校は他とは異なる区分が用いられており、学科の区分ごとに関係する分野に就職したかどうか把握されている。「医療関係」「衛生関係」と並んで「福祉・教育関係」という

¹⁶ 本研究会での厚生労働省からの説明によれば、④の新規学卒者数は学校基本調査に基づくとのことである。

区分がされており、「福祉・教育関係」の区分の下位に「介護福祉」「社会福祉」「保育士養成」などの区分があり、医療や他の福祉関係資格とは区別して「介護福祉」関係の数値を把握することが可能となっている。つまり、専修学校分は、専修学校で指定介護福祉士養成施設である学科から介護分野に就職した人数と基本的には合致するはずのものである¹⁷。

この数値に基づいて福祉・介護関係等への就職者数を算出すると図表2-7となる。概ね厚生労働省の示す数値に近い形となっている。

図表2-7 学校基本調査に基づく福祉・介護分野等への就業状況

	2008年調査 (07年卒業)	2010年調査 (09年卒業)	2012年調査 (11年卒業)	2013年調査 (12年卒業)	備考
大学	10,863	15,500	18,160	17,962	社会福祉・社会保険・介護事業
短大	17,396	15,847	15,862	16,730	社会福祉・社会保険・介護事業
専修学校	8,630	4,945	7,859	6,758	介護福祉学科卒業者のうち関係分野に就職した者
高等学校	10,504	14,643	15,946	16,728	医療・福祉
合計	47,393	50,935	57,827	58,178	

出所：学校基本調査から作成

専修学校分は専修学校が設置する介護福祉士養成課程の卒業生数と考えられるが、大学、短大、高等学校については介護分野・介護人材に特化したものではなく、これを介護人材として数えることはやや過大である可能性がある。

そこで以下、大学・短大については「介護以外の社会福祉に就職した人材」を、高等学校については「医療分野に就職した人材」と「介護以外の社会福祉に就職した人材」を除外することを試みる。

(3) 高等学校ルートの検証

学校基本調査によれば、2011年度卒業生で高等学校から「医療・福祉」に就職した人数を学科別にみると図表2-8のようになっている。専門教科である「福祉」学科卒業生だけでなく、普通科、商業、総合学科などに幅広く広がっていることがわかる¹⁸。

図表2-8 高等学校からの「医療、福祉」への就職者数

学科	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	その他	総合学科	合計
就職人数	7297	1262	614	2358	104	863	143	22	1277	233	1773	15946

¹⁷ 定員と充足率を加味し、離職者訓練分を除くと、新卒者の卒業生数に近い数値と判断される。

¹⁸ 「福祉」学科を設置する高等学校は99校だが、介護福祉士受験資格が得られる課程を持つ福祉系高校（特例校を含む166校）は総合学科や普通学科において行われているものもある。また、前述のように初任者研修実施校はそれ以上に多く、296校である。

高等学校から、「医療分野に就職した人材」としては、看護職が考えられる¹⁹。具体的には、5年制（専攻科との一貫教育）の「看護科」から看護師となるルートと、3年制の「衛生看護科」から准看護師となるルートである。これらは、厚生労働省の「看護師等学校入学状況及び卒業生就業状況調査」によって、毎年、就職人数が把握されている。2012年調査（2011年度末卒業生）の実績は、「看護科」（専攻科）からの看護師としての就職者は2579名、「衛生看護科」からの准看護師としての就職者は83名であった²⁰。

学校基本調査には「看護科」から「医療・福祉」分野に就職した人数として143名程度が計上されている。先の厚生労働省調査の結果と重ねると、これは看護科からの卒業生（5年生）ではなく、看護師資格を取得することなく看護科を3年で卒業し医療・福祉分野に就業した者であり、介護職等として福祉分野に就業している可能性もあると考えられる。

したがって、結論的には、「衛生看護科」から准看護師として就業した者（83名）のみを「医療分野に就業した人材」と見なし、学校基本調査の数値から除外することが妥当と思われる²¹。ただし、人数的にはごくわずかであり無視しうる程度である。

高等学校から、「介護以外の社会福祉に就職した人材」は一定の人数がいると推測されるが、これを確かめられる他の調査は無い。ただ、次の理由からそれぞれさほど量は多くないと考えられ、結論的には、多くが介護分野に流入していると考えてもさほど大きな狂いがないのではないかと思われる。

まず、障害分野について資格要件の無い生活支援員として就業するケースは一定数あるだろうと思われるが、障害分野の労働市場規模は小さい。次に、介護分野について労働市場規模の大きい保育については、以前は高等学校の「保育科」から保育士試験を受験して保育士となるルートがあったが、現在は高卒の場合2年以上の児童福祉施設での実務経験が必要となっている。補助的なパート職等として保育士資格の無い高卒新卒者が保育業務を行うことは可能であるが、量的には少ないだろう。最後に、相談援助職についてはそもそも市場規模が小さいことに加え、基本的には大卒の社会福祉主事資格が求められることが多いため、無資格の高卒者が就職することはほぼ無いと想像される。

以上、「医療分野」に流入している人材はほとんど含まれていないと考えられること、介護以外の社会福祉分野に就職した人材は一定数いるだろうが量的にはさほど多くないと考えられることを踏まえ、本章では、学校基本調査の「医療、福祉」に就職した人数を介護分野に流入した人材とみなすこととした。

¹⁹ 看護職以外には、理学療法士、はり・きゅう・あんまについての学科が特別支援学校に設けられている。この卒業生は「高等学校からの就職者数」にはそもそも含まれていない。

²⁰ 卒業生全数は607名で、大部分は進学している。

²¹ 看護職以外の国家資格関係職種については高等学校から参入するルートはないと思われる。栄養や調理、事務などで、医療関係に就職する人数はあるかもしれないが、把握できない。

(4) 短大ルートの検証

学校基本調査によれば、2011年度卒業生で短大から「社会保険・社会福祉・介護事業」に就職した人数を学部別にみると図表2-9のようになっている。教育、家政、社会系の学部が多いことがわかる。保育士の課程が教育系と家政系、一部社会系に、介護福祉士の養成課程は、家政系、社会系、一部教育系に設置されており、これを反映していると考えられる。

図表2-9 短大からの「社会保険・社会福祉・介護事業」への就職者数

学部	人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他	計
就職人数	79	1,772	19	12	5	93	2,173	11,238	48	423	15,862

出所：2012年度学校基本調査から作成

短大から、「介護以外の社会福祉に就職した人材」として、最も多いと考えられるのは保育士である。2008年の厚生労働省調査による²²と2007年の短大の保育士養成施設卒業生は30238人で、その内訳は図表2-10のようになっている。このうち、「幼稚園」6397人、「その他」6656人は「社会保険・社会福祉・介護事業」への参入者ではない。それ以外の就職者のうち、老人施設に就業した407人以外は「介護以外の社会福祉への就業者」であり、計算すると16,722人（保育所＋児童福祉施設＋児童事業＋知障者事業＋身障者事業への就職者の合計）となる。

この16,722人という人数は、2008年学校基本調査による短大からの「社会保険・社会福祉・介護事業」の就職者人数17,396人の96%となる。差し引きは674人が保育以外の社会福祉分野（介護を含む）に就業したこととなる。しかし、短大が設置する介護福祉士養成施設があり一定の定員をもっている（2013年現在で3751名分。総定員18861名のうち19.9%）ことから、短大から介護関係への就業者がほとんどいないという結果はうなずき難い。おそらく学校基本調査の結果がやや過少となっていると考えられる。

ただし、いずれにしても、短大から福祉分野への就業者のうち相当部分が教育系学部からであることから、保育・児童福祉関係が相当数を占めるだろうことは間違いがないと考えられる。

²² 厚生労働省が把握する保育士養成施設のまとまったデータで入手できた最新は2008年のものであった。2008年度までは課長会議で毎年報告されていたが、それ以降は掲載されていない。

図表 2-10 保育士養成施設の就職先

(平成19年度)

区分	施設数	総 数		就職先																
		人	%	保 育 所		児 童 福 祉 施 設		児 童 事 業		知 障 者 施 設		身 障 者 施 設		老 人 施 設		幼 稚 園		そ の 他		
か所	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
大 学	171	5,956	100.0	2,128	35.7	171	2.9	110	1.8	112	1.9	19	0.3	71	1.2	1,357	22.8	1,988	33.4	
短期大学	266	30,238	100.0	14,397	47.6	841	2.8	681	2.3	731	2.4	128	0.4	407	1.3	6,397	21.2	6,656	22.0	
専修学校	102	5,196	100.0	2,436	46.9	259	5.0	216	4.2	222	4.3	40	0.8	77	1.5	907	17.5	1,039	20.0	
その他の施設	5	223	100.0	163	73.1	16	7.2	1	0.4	3	1.3	0	0.0	2	0.9	7	3.1	31	13.9	
計	544	41,613	100.0	19,124	46.0	1,287	3.1	1,008	2.4	1,068	2.6	187	0.4	557	1.3	8,668	20.8	9,714	23.3	

- (注) 1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。
 2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。
 3. 児童事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設(へき地保育所等)における事業をいう。
 4. 養成所数…平成19年4月1日現在

出所：厚生労働省「保育士養成課程等検討会」(平成21年11月16日開催) 参考資料1-5

したがって、結論的には、短大からの就業者は、学校基本調査ではなく、むしろ介護福祉士養成施設(短大)のベースで想定する方が現実に近い数値だろうと思われる。ここでは次のように試算した。

介護福祉士の養成施設卒業者の内訳について大学・短大・専修学校の区別がされたデータが入手できないため、日本介護福祉士養成施設協会が発表している卒業生の進路調査(離職者訓練分はふくんでいないと思われる)の直近のデータである2010年度の卒業生8212人に短大の定員の割合(20%)をかけ(約1600人)、さらに福祉分野以外に就業する者の最近の平均値(約20%)を差し引いた80%をかけた。約1300人となる。

8212(養成施設の総卒業者) × 0.2(短大の定員割合) × 0.8(卒業者のうち介護分野に就職する者の割合) = 1314人

(5) 大学ルートの検証

学校基本調査によれば、2011年度卒業生で大学から「社会保険・社会福祉・介護事業」に就職した人数を学部別にみると図表2-11のようになっている。社会科学系、教育系、人文科学系、家政系の学部が多いことがわかる。社会福祉士の課程が社会科学と人文科学系に、保育士の課程が教育系、家政系に、介護福祉士の養成課程が、家政系、社会科学系、一部保健系に設置されていることを反映していると考えられる。

図表 2-11 大学からの「社会保険・社会福祉・介護事業」への就職者数

学部	人文科学	社会科学	理 学	工 学	農 学	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	その他	計
就職人数	2,056	8,123	54	138	128	1,112	—	1,760	3,504	191	1,094	18,160

出所：2012年度学校基本調査から作成

大学から、「介護以外の社会福祉に就職した人材」として一定の人数がいると考えられるのは、社会福祉士と保育士である。

まず、保育士については前述した 2008 年の厚生労働省調査（図表 2-10）によれば、大学が設置する保育士養成施設の就職者 5,956 人のうち、「幼稚園」1,357 人、「その他」1,988 人は「社会保険・社会福祉・介護事業」への参入者ではない。それ以外の就職者のうち、老人施設に就業した 71 人以外は「介護以外の社会福祉への就業者」であり、計算すると 2,540 人となる。

社会福祉士受験資格が取得できる大学の卒業生については、行政による卒業生に関する調査は存在しない。幅広い学校を対象に、高い回収率である調査としては、日本社会福祉教育学校連盟による「社会福祉系学部・学科卒業生の進路等調査」報告書（2012 年 2 月。対象は 2010 年 3 月卒業生）がある。これによると、2010 年の 4 年制大学の卒業者の総数 20,716 名のうち、福祉・医療系に就職した者は 9,004 名（43.5%）で、内訳は図表 2-12 となっている²³。

図表 2-12 4 年制大学の社会福祉関係学部等の卒業者の就職状況
(福祉系就職時の職種)

総数	福祉・医療系											
	医療系			福祉系								
	介護職	相談援助	保育	事務職	その他	介護						
						老人	障害	その他				
20,716	9,004	1,816	567	7,188	1,513	907	208	1,320	3,239	2,286	440	513

出所：日本社会福祉教育学校連盟調査 2012 年より作成

福祉系に就業した 7,188 名のうち、「介護以外の社会福祉に就職した人材」としては、相談援助職（1,513 名）、事務職（208 名）、その他（1,320 名）の合計 3,041 名を見なすことができる²⁴。保育士については、学校連盟調査では保育士養成校の対象校数が少ないことを考えると、学校連盟調査の結果を用いることは適切ではない。大卒の保育士については厚生労働省調査（2008）に基づく 2,540 人が「介護以外の社会福祉に就職した人材」の実態に近いだろう。

結論的には、18,000 名程度の社会保険・社会福祉・介護事業に就業した者のうち、「介護以外の社会福祉に就職した人材」は約 5,500 名となる。残りの 12,500 名程度が、介護分野に就職している者として想定される。

なお、この 12,500 名のうち、一定の割合は、4 年制の大学の介護福祉士養成施設からの卒業者と福祉系の学部で介護職として就業した者である。学校連盟調査で介護職として就業し

²³ この調査の対象には、同連盟に加入しないしは連盟が把握する大学、短大、専修学校等が対象となっている。同連盟の会員は社会福祉教育・社会福祉士の養成を行っている大学が中心となっており、短大や専修学校が主体となっている保育士養成施設や介護福祉士養成施設は、その一部のみが調査対象となっていることに留意されたい。

²⁴ 調査の回収率（75%）を考慮するとこれよりは多いと考えられる。

た者 3,806 名の中には、4 年制大学が設置する介護福祉士養成施設（定員は 2013 年時点で 2,165 名）の卒業者が含まれているはずであるから、介護福祉士以外の社会福祉士等の教育を受けた者も一定数が介護職として就業している実態がうかがわれる²⁵。また、12,500 名のうち、福祉系の学部からの 3,806 名を除いた者は、福祉・介護・保育系の教育を受けていない他学部の学生であると考えられる。他学部からも相当数が介護分野に就業していると推測される。

（6）介護分野に就業する新規学卒者数の推定

以上を踏まえ、新卒者ルートからの「社会保険・社会福祉・介護事業」に就職する人数を推定したものが図表 2-13 である。

大学は、学校基本調査の調査から、保育士、相談援助職、事務職、職種その他職種として就職した人数を除外した。12,400 名のうち、他学部の卒業者についての調査はないので、これ以上の精査はできないが、このなかには、介護事業以外の福祉事業に就職した者（例えば障害分野や社会福祉主事資格を持ち公務員の福祉職として採用された者）や、介護事業に就職したが介護職以外として就職した者（社会福祉主事として社会福祉施設等の相談援助職に採用された者）も一定数含まれると考えられる。

短大は、学校基本調査の結果は採用せず、介護福祉士養成施設の卒業者の人数を定員の比率から算出し、その人数を計上した。

専修学校は、専修学校が設置する介護福祉士養成施設の卒業者数に近いと考えられるため、学校基本調査のデータをそのまま計上した。専門学校介護福祉以外の学科を卒業した者で介護関係に就職した者等については明らかではないため、最小限の数値といえる。

高校は、学校基本調査の結果から衛生看護科の卒業者で看護職として就職した者（約 100 名程度）を除外した。15,900 名のなかには、数はあまり多くないが、介護事業以外の福祉事業に就職した者や、介護事業に就職したが介護職以外として就職した者も一定数含まれると考えられる。

²⁵ 相談援助職の配置人数は少なく、そもそも労働市場規模がさほど大きくはない。また、施設・事業所の採用・育成方針として、一度介護職として介護業務を経験してから、相談援助職に異動させるという方針をとっているところも少なくない。このため、相談援助職としての教育を受けたものでも高齢者分野で就業を希望する場合には、まず介護職として就業するというケースは多い。

図表 2-13 介護分野に就業する新規学卒者数の推定

	学校基本調査				推定	根拠調査等
	2011年 (10年卒業)	2012年 (11年卒業)	2013年 (12年卒業)	3力年の 平均値		
大学	17,840	18,160	17,962	18,000	12,400	・厚生労働省調査(保育課調べ)に基づき保育士(2540人)を除外 ・学校連盟調査から、相談援助職(1513人)、事務職(208人)、その他職(1320人)を除外
短大	15,358	15,862	16,730	16,000	1,300	・学校基本調査の結果は採用せず。 ・短大の介護福祉士養成施設からの卒業生人数を試算し、計上
専修学校	5,777	7,859	6,758	6,800	6,800	・学校基本調査の結果をそのまま採用(専修学校の介護福祉士養成施設の卒業生からの実数値に近いとみなした)
高等学校	15,269	15,946	16,728	16,000	15,900	・厚生労働省調査(看護師就業状況調査)に基づき衛生看護科卒業生(約100名とした)を除外
合計	54,244	57,827	58,178	56,800	36,400	

出所：筆者作成

以上のことから、厚生労働省が想定するよりも新規学卒者の流入は2万人程度少ない可能性がある。その分は図表2-6でいう、一般労働市場のハローワーク、福祉人材センター以外の「その他ルート」が増えるということになるだろう。今でもかなり一般労働市場に人材確保を依存しているが、さらに依存している可能性がある。

なお、学校基本調査の数値のトレンド(図表2-7)をみると、高等学校、大学からの就職者が増加傾向にあることが読み取れる。同じ時期に、保育士については大学の養成課程が増えている可能性があるが²⁶、介護福祉士や社会福祉士については大学・高校の養成課程数が増加しているという事実は無い。別途、調査によって確かめることが必要だが、他産業への就職が限られるなかで、他の学科・学部の卒業生も含めて、資格要件のハードルが低く、人材需要が強い介護事業への流入が増えている可能性がある。

第6節 おわりに

さいごに、本章を要約し、今後の人材確保と質の向上にむけた示唆をまとめる。

本章では、介護人材の教育資源の現状をみたうえで、特に新規学卒者の流入規模について検証した。若年者を介護福祉士として確保していくための教育資源は、対人口比で見れば今後後期高齢者数が大きく増加し介護人材需要が高まる都市部で少ないことが確認された。また、新規学卒者の流入規模は厚生労働省の想定よりも少ない可能性があるとして推定した。すでに現状でも人材確保における一般労働市場の比重は高いが、より大きく一般労働市場に供給

²⁶ 厚生労働省がホームページで発表している保育士養成施設の名簿によると、保育士養成課程数は2013年4月1日現在601課程で、2008年の563課程よりも増えている。また、過去の増加傾向をみると、大学での増加がもっとも多く、徐々に定員に占める割合が高まってきている。

を依存しているだろうということである。

医療職の場合は業務独占であるため、人材の新規供給は基本的には国家資格を有する新規学卒者に限定されている。保育士も新卒者については保育の養成施設卒業者で充足することができる。介護職の場合は介護福祉士の新規学卒者ルートはあるもののその量は少なく、一般労働市場や無資格の新規学卒者に人材供給を大きく依存している。こうした構造であるということは、景気変動による他産業からの人材需給の影響を強く受けやすいこと（介護業界の場合は景気がよくなり他産業の人材需要が高まるとただちに人材確保難になるということである）、未熟練の労働者に依存するためサービスの質の確保が難しいこと、事業所に人材育成の負担が重くかかることを意味する。サービスの持続可能性やサービスの質への国民からの信頼確保という点で、極めて脆弱な構造であるといえる。

確保の前にまず取り組むべきは離職率の低減である。高齢者介護分野以外で働く他の保健・福祉関係の職種の離職率は、病院勤務の看護職（10.9%）²⁷、保育所の保育士（10.1%）²⁸、社会福祉施設の生活相談員・支援員（10.7%）²⁹など10%程度である。近年介護職員の離職率は低減傾向にあるとはいえ、高齢者介護分野の介護職の16%という数値は他の対人サービス職からみればやはり高い。生産年齢人口が縮小基調にあるなか、規模が縮小している産業ならまだしも、規模が急拡大している産業で離職率が高いことは³⁰、持続可能性の根幹を自ら損ねているといえよう³¹。離職率が1パーセント違えば1.5万人変わる。それだけで介護福祉士の新規学卒者の年間の供給量に匹敵するのである。

質の確保のうえでは医療職のように養成教育を受けた新卒者で充足されるのが理想だが、介護では非現実的である。未熟練労働者に少なくとも初任者研修ないしは通学中心の実務者研修を受講させてから就業させるということを増やせるかどうか、人材の量と質の確保を両立させる道であろう³²。公共職業訓練や介護サービス事業者が初任者研修や実務者研修の実施機関になるといったことの他に、地域での事業者の共同事業といった取組みが広がることが望まれる。また、高校や大学で福祉や介護を勉強していない学生の一定数が介護分野に就業しておりそれが拡大している可能性を指摘したが、新規学卒者を対象に初任者研修に取り組むことも考えられてよい。学校が研修事業者になる方法の他、研修事業者が学校と連携してプログラムを提供することが考えられる。

最後に、都道府県と市町村（保険者）の役割である。介護人材の教育資源の整備における

²⁷ 日本看護協会「2012年 病院における看護職員儒教状況調査速報」。

²⁸ 厚生労働省「2009年 社会福祉施設等調査」。同調査には介護保険事業を行う「介護サービス施設・事業所等調査」の対象施設・事業所は含まれていない。

²⁹ 厚生労働省「2006年 社会福祉施設等調査」。なおこの時点の同調査対象施設の常勤専従介護職員の離職率は21.2%であった。

³⁰ 急拡大しているからこそ、初任者の教育や中核職員の育成が間に合わず、離職率を高めているともいえる

³¹ 平成23年度介護労働実態調査では、事業所単位で見れば、介護職員の離職率10%未満の事業所が6割程度であり、その他の事業所が全体の離職率を押し上げている。

³² 介護事業所は小規模で教育にさける手間も人材も少なく、サービスの理念・質も相当にバラツキがある。初期の教育訓練を各事業所任せにすることは、各職場のバラバラな方法や理念を再強化することになり、業界全体としてのサービスの質の向上や標準化にはむしろ妨げとなる可能性が強い。

都道府県の役割は重要である。都道府県は現在でも初任者研修の指定主体であり、今後は地方分権により介護福祉士の養成についても指定・監督の主体となる。高等学校も所管している。介護事業所はどんな地域でも存在しているが、本章で見たように教育資源は市部に多く所在している。また実務者研修の導入により、とりわけスクーリング拠点の整備動向いかんでは、地方の人はスクーリングの拠点が遠方であるために介護福祉士資格が取得できないといった事態が起きる可能性もある。第一章では今後都道府県別の介護従事者数の将来推計や確保策を講じる必要性について論じられているが、その一環として都道府県は教育資源の整備の状況を定期的に把握するとともに、市町村と協力し、地域に計画的に介護人材の教育資源が整備されるよう、誘導策を講じていくことが必要だろう。

また、市町村は保険者として、介護人材の需給、確保策、離職防止策により強い関心を払う必要がある。特に、初任者研修の共同化や継続研修の機会を確保して、個別の事業者の人材確保や向上策を支援するとともに、このことを通じて、個別の事業者から離職しても地域の介護事業からは離職しないようにしていくことが必要と思われる。